

福岡市液化石油ガスの保安の確保
及び取引の適正化に関する
法律審査事務マニュアル



福岡市消防局

令和6年4月1日改訂版

第1 総則

1	はじめに	3
2	法令等の略語	3
3	申請者について	3
4	許可等に要する日数について	3
	標準処理期間（表1）	4
5	手数料の件数の取扱い	4

第2 申請等の記入例及び留意事項

液化石油ガス販売事業

1	液化石油ガス販売事業登録申請	5
2	液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求	12
3	登録行政庁変更届	12
4	液化石油ガス販売所等変更届	12
5	液化石油ガス販売事業承継届	14
6	業務主任者等選任（解任）届	15
7	液化石油ガス販売事業廃止届	17

保安機関

8	保安機関認定申請	18
9	保安機関認定更新申請	27
10	一般消費者等の数の増加認定申請	27
11	一般消費者等の数の減少届	29
12	保安業務規程認可申請	30
13	保安業務規程変更認可申請	39
14	認定行政庁変更届	39
15	保安機関変更届	40
16	保安機関承継届	41
17	保安業務廃止届	42

認定販売事業者

18	液化石油ガス販売事業者認定申請	43
19	認定液化石油ガス販売事業者承継状況報告	46

貯蔵施設等

20	貯蔵施設等設置許可申請	47
21	貯蔵施設等変更許可申請	68
22	貯蔵施設等完成検査申請	69
23	貯蔵施設等変更届	70
24	貯蔵施設等完成検査受検届	70
25	貯蔵施設等完成検査結果報告	71

充てん設備	
26	充てん設備許可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
27	充てん設備変更許可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
28	充てん設備変更届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
29	充てん設備完成検査申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
30	充てん設備完成検査受検届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
31	充てん設備完成検査結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
32	充てん設備保安検査申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
33	充てん設備保安検査受検届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
34	充てん設備保安検査結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
35	充てん設備休止届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
液化石油ガス設備工事事業	
36	液化石油ガス設備工事届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
37	特定液化石油ガス設備工事事業開始届・・・・・・・・・・・・ 103
38	特定液化石油ガス設備工事事業変更届・・・・・・・・・・・・ 105
39	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届・・・・・・・・・・・・ 105
事業報告	
40	認定液化石油ガス販売事業者状況報告・・・・・・・・・・・・ 106
41	液化石油ガス販売事業及び保安業務実施報告・・・・・・・・ 106
42	液化石油ガス充てん事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
その他	
43	事故報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
第3 事務処理の要領について	
1	受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
2	登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
3	交付（閲覧）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
4	認定（更新）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
5	認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
6	許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
7	完成検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
8	保安検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
9	通報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
10	条件を付す場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
第4 様式集	
1	細則様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
2	様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125

第1 総則

1 はじめに

このマニュアルは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令に基づく福岡市長の権限に属する事務のうち、申請、届出及び報告（以下「申請等」という。）に必要な様式を掲載するとともに、申請等に係る審査基準及び標準処理期間について解説したものである。

2 法令等の略語

- 法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
(昭和42年12月28日法律第149号)
- 令 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令
(昭和43年2月7日政令第14号)
- 規則 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
(平成9年3月10日通商産業省令第11号)
- 基本通達 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について (20230324 保局第1号 令和5年3月31日)
- 手数料条例 福岡市消防事務における規制に関する手数料条例 (平成12年福岡市条例第14号)
- 細則 福岡市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則
(令和5年3月30日規則第64号)
- 高压法 高压ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号)
- 様式第□ 規則に規定する様式
- 様式第□号 細則に基づき本マニュアルに規定する様式
- 第□号様式 本マニュアルに規定する様式

3 申請者について

- (1) 各種許可等を受けようとする申請者は、個人である場合にはその者、法人である場合は代表権を有する者であること。
- (2) 事業主体が共同企業体である場合、共同企業体の個々の法人が各々申請するか、企業体の代表法人が申請すること。
- (3) 申請等の書類は、その記載内容についての説明を求められた場合に対応できる者が提出すること。

4 許可等に要する日数について

- (1) 各種許可等に関する申請（以下「申請等」という。）のうち、処分にかかる標準処理期間は、表1標準処理期間のとおりとする。
- (2) 次に掲げる日は、標準処理期間に含まない。
 - ① 福岡市の休日を定める条例（平成2年条例第52号）に定める休日
 - ② 申請書の不備又は補正に要する日
- (3) 標準処理期間は、申請等を受けた日の翌日から起算して、当該処分を行うまでの日数とする。また当該申請等を受けた日の翌日が休日の場合は、休日の翌日から起算する。

表1 標準処理期間

根拠条項	申請の種類	標準処理期間
法第3条第1項	液化石油ガス販売事業の登録	30日
法第29条第1項	保安機関の認定	
法第32条第1項	保安機関の認定更新	
法第33条第1項	一般消費者等の数の増加認可	
法第35条第1項	保安業務規程の認可	
法第35条第1項	保安業務規程の変更認可	
法第35条の6第1項	液化石油ガス販売事業者の認定	
法第36条	貯蔵施設等の設置許可	
法第36条	貯蔵施設等の変更許可	
法第37条の3	貯蔵施設等の完成検査	
法第37条の4	充てん設備の設置許可	
法第37条の4第3項	充てん設備の変更許可	
法第37条の4第4項	充てん設備の完成検査	
法第37条の6	充てん設備の保安検査	

5 手数料の件数の取扱い

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料令の運用及び解釈（43化第151号昭和43年2月12日）について」を確認すること。

第2 申請等の記入例及び留意事項

液化石油ガス販売事業

1	液化石油ガス販売事業登録申請
根拠法令	法第3条、規則第4条
対象	福岡市内にのみ販売所を設置し、販売事業を営もうとするとき
時期	事業を開始する前まで
添付書類 及び記載要領	<p>【共通】</p> <p>○事業計画書（記載例1） ※販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量を記載した書面（規則第4条第2項第3号）</p> <p>○登録の拒否要件に該当しないことの誓約書（記載例2） （規則第4条第2項第6号）</p> <p>○損害賠償の支払能力を証する書面（保険加入引受証の写し、付保証書等） （規則第4条第2項第4号）</p> <p>○定款及び登記事項証明書（法人に限る） （規則第4条第2項第5号）</p> <p>○住民票（個人に限る）</p> <p>○保安業務委託契約書又は覚書（保安業務を委託する場合）</p> <p>【貯蔵施設の貯蔵能力が3,000kg未満の場合】</p> <p>○販売所の案内図（記載例3） （規則第4条第2項第1号）</p> <p>○貯蔵施設の位置及び構造（記載例4） （規則第4条第2項第1号）</p> <p>○賃貸借契約等（共同使用に限る） （基本通達規則第11条関係）</p> <p>【貯蔵施設の貯蔵能力が3,000kg以上の場合】</p> <p>○貯蔵施設等設置許可申請</p> <p>※添付書類については、P.47を参照すること。</p> <p>【貯蔵施設を所有又は占有しない場合】</p> <p>○貯蔵施設を所有又は占有しない理由書（記載例5） （規則第11条第2項）</p>
審査基準	<p>○提出書類に虚偽の記載又は重要な記載漏れがないこと。</p> <p>○法第4条各号に該当しないこと。</p> <p>○法第11条（貯蔵施設）に適合していること。</p> <p>○貯蔵施設が、各技術上の基準に適合していること。</p>

留意事項	<p>○個人で販売事業を行っていたが、事業を法人化する場合は新たに法人での登録が必要。（なお、合名会社⇔合資会社、有限会社⇔株式会社等の変更は「変更届」で可。）</p> <p>○液化石油ガス設備工事に際する技術基準適合義務を確実に実施するため、液化石油ガス販売事業の登録を行う際には、液化石油ガス設備士を販売所ごとに確保又は法第 38 条の 10 の特定液化石油ガス設備工事事業者と継続的な委託契約を締結するよう指導するとともに、申請者が液化石油ガス設備士を有しない場合は、液化石油ガス販売事業者自身が液化石油ガス設備工事の作業を行うことのないよう徹底すること（基本通達法律第 38 条の 2 関係）</p>
その他の手続	事業開始前までに業務主任者等選任届を提出すること。

事 業 計 画 書

1 販売計画

販売予定地域			
販売予定戸数	戸	販売予定数量	トン/年
貯蔵施設	<input type="checkbox"/> 貯蔵施設（最大貯蔵量 3,000 kg 以上）を所有又は占有する		※貯蔵施設等設置許可申請を行うこと
	<input type="checkbox"/> 貯蔵施設（最大貯蔵量 3,000 kg 未満）を所有又は占有する		※貯蔵施設の詳細は、「貯蔵施設の位置及び構造」に記入すること
	<input type="checkbox"/> 貯蔵施設を所有又は占有しない		※貯蔵施設を所有又は占有しない理由を、「貯蔵施設を所有又は占有しない理由書」に記入すること

・表中の「」には、該当する項目にレ点を記入すること。

2 販売する一般消費者等について保安業務を行う保安機関

	保安機関の氏名又は名称	認定番号	保安機関の所在地
1 供給開始時点検・調査			
2 容器交換時等供給設備点検			
3 定期供給設備点検			
4 定期消費設備調査			
5 周知			
6 緊急時対応			
7 緊急時連絡			

登録の拒否要件に該当しないことの誓約書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

氏名又は名称
法人にあっては
その代表者の氏名

住所

私（法人の場合は、当社の業務を行う役員を含む）は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 4 条第 1 項に規定する登録の拒否要件に該当しないことを誓約します。

登録の拒否要件	1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
	2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 26 条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
	3 心身の故障により液化石油ガス販売事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者
	4 法人であって、その業務を行う役員のうち上記 1、2、3 のいずれかに該当する者があるもの
	5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 条第 2 項第 5 号の措置が経済産業省令で定める基準に適合していない者

記載例3 (販売)

販売所の案内図

販売所の名称	販売所の所在地

記載例 4 (販売)

販売所名 _____

貯蔵施設の位置及び構造

貯蔵施設の所在地			
店舗との距離	<input type="checkbox"/> 販売所と同一敷地内 <input type="checkbox"/> 販売所の敷地外 () km ※販売所と貯蔵施設の位置関係を明示した図面を添付すること		
貯蔵施設の面積	m ²	最大貯蔵量	kg
規則 14 条	基準内容		
1号 警 戒 標	<input type="checkbox"/> LPガス貯蔵施設 <input type="checkbox"/> 燃 (赤色文字) <input type="checkbox"/> 火気厳禁 (赤色文字) ※販売所から 50 m 以上離れた貯蔵施設には以下の標識を掲げること <input type="checkbox"/> 販売所の名称及び所在地 <input type="checkbox"/> 貯蔵施設の管理者の氏名 <input type="checkbox"/> 貯蔵施設の管理者の電話番号		
2号 保 安 物 件 ま での 距 離	第一種保安物件までの距離： _____ m 第一種保安物件の種類：学校・病院・その他 () 第二種保安物件までの距離： _____ m		
3号 障 壁 の 構 造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート製障壁 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック障壁 厚さ： _____ cm 高さ： _____ m 厚さ： _____ cm 高さ： _____ m 鉄筋太さ：直径 _____ mm 鉄筋太さ：直径 _____ mm 配筋の間隔：縦 _____ cm ・横 _____ cm 配筋の間隔：縦 _____ cm ・横 _____ cm <input type="checkbox"/> 鋼板製障壁 厚さ： _____ mm 高さ： _____ m 補強用等辺山形鋼の大きさ： _____ mm × _____ mm 補強用等辺山形鋼の溶接間隔： _____ cm		
4号 屋 根 の 材 料	<input type="checkbox"/> 繊維強化セメント板 <input type="checkbox"/> 薄鉄板 <input type="checkbox"/> アルミニウム板 <input type="checkbox"/> その他 ()		
5号 滞 留 し な い 構 造	<input type="checkbox"/> 自然換気 換気口面積の合計： _____ cm ² 換気口のある方向数： _____ 方向 (縦 _____ cm × 横 _____ cm × _____ ケ所 = _____ cm ²) (縦 _____ cm × 横 _____ cm × _____ ケ所 = _____ cm ²) <input type="checkbox"/> 強制換気		
6号 消 火 設 備	能力単位：A— _____, B— _____ 数： _____ 個 ※床面積 50 m ² につき能力単位 A—4, B—10 以上の消火器を 1 個以上 (最少 2 個)		

- ・表中の「」には該当する項目にレ点を記入すること
- ・表中の「規則」とは、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」のことをいう。
添付書類
- (1) 貯蔵施設の位置図 (保安距離及び保安物件を明示すること。貯蔵施設が販売所の敷地外にある場合は、販売所と貯蔵施設との位置関係を明示すること。)
- (2) 貯蔵施設の構造図 (施設距離短縮のため障壁構造とする場合は、配筋図、ブロックの空洞部の措置を含む)
- (3) 隣接保安物件との高さ関係を示す図面 (障壁を設置することにより、保安物件までの距離を確保している場合に限り添付すること。)

貯蔵施設を所有又は占有しない理由書

添付書類のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第 11 条ただし書きに定める場合に該当するので、貯蔵施設を所有又は占有しないで販売します。（該当するものに○をつけること）

	規則第 11 条第 2 項に定める事項	左欄の事項を証する添付書類
第 1 号	自らが第一種製造者であって、貯蔵施設を所有又は占有する	第一種製造者の許可証の写し
第 2 号	自らが第一種貯蔵所を所有又は占有する	第一種貯蔵所の許可証の写し
第 3 号イ	貯蔵施設を所有又は占有する第一種製造者に配送を全量委託する ・事業所名 ()	1 第一種製造者の許可証の写し 2 配送委託契約書の写し ※ ガス切れ時に自ら配送する場合は不可
第 3 号ロ	第一種貯蔵所を所有又は占有する者に配送を全量委託する ・貯蔵所名 ()	1 第一種貯蔵所の許可証の写し 2 配送委託契約書の写し ※ ガス切れ時に自ら配送する場合は不可
第 4 号	充てん設備により LP ガスの全量を販売する場合に、自らが充てん事業者となる、又は充てん事業者に配送を全量委託する ・事業所名 ()	1 充てん設備の許可証の写し 2 配送委託契約書の写し
第 5 号	法第 3 条の登録を受け、貯蔵施設を所有する農業協同組合等の組合員であり、常に当該組合より仕入れができる ・所属する組合等の販売所名 ()	1 所属する組合等の登録証の写し 2 所属する組合等との関係を示す書面
第 6 号	販売所に近接して資本的結合のある第一種製造者の所有又は占有する貯蔵施設があり、常にガスの仕入れができる ・事業所名 () ・販売所と第一種製造事業者の所有又は占有する貯蔵施設との距離 ()	1 第一種製造者の許可証の写し 2 第一種製造者との資本関係を示す書面

2	液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求
根拠法令	法第3条の2、規則第5条
対象	福岡市所管の販売事業者登録簿の交付（閲覧）を希望する者
時期	福岡市所管の販売事業者登録簿の交付（閲覧）を希望するとき
留意事項	○交付の「一通」の解釈は、ひとつの液化石油ガス販売事業者ごとである。 ○閲覧の「一回」の解釈は、ひとつの液化石油ガス販売事業者ごとである。 (手数料令の運用及び解釈について)

3	登録行政庁変更届
根拠法令	法第6条第4号、規則第7条
対象	福岡市長の登録を受けた者が、販売所の増加等により、福岡市外に販売所を有することとなったとき
時期	遅滞なく
留意事項	特に添付書類は要しないが、新たに登録を受けていることを確認すること。

4	液化石油ガス販売所等変更届
根拠法令	法第8条、規則第9条
対象	○事業者名、本店所在地及び法人の代表者の変更 (法第3条第2項第1号) ○販売所の名称及び所在地の変更（販売所の移転、増加、一部廃止を含む） (法第3条第2項第2号) ○貯蔵能力3,000kg未満の貯蔵施設の増設又は位置、構造の変更 (貯蔵施設の所有又は占有しない理由の変更又は貯蔵施設の廃止を含む) (法第3条第2項第3号) ○保安業務実施機関の変更 (法第3条第2項第4号) ○損害賠償支払い能力等の変更 (法第3条第2項第5号)
時期	遅滞なく

	変更事項	添付書類	
添付書類 及び記載要領	名称変更	なし	
	所在地変更	事業計画書（記載例1）	
	販売所 増設	事業計画書（記載例1）	
		貯蔵施設の位置及び構造（記載例4）	
	一部廃止	なし	
	貯蔵施設	位置・構造の変更	貯蔵施設の位置及び構造 （記載例4）
		撤去	貯蔵施設を所有又は占有しない理由 書（記載例5）
		貯蔵施設の所有又は 占有しない理由の変 更	貯蔵施設を所有又は占有しない理由 書（記載例5）
	保安業務を行う者の変更	委託契約書の写し	
	損害賠償能力の変更	損害賠償の支払能力を証する書面 （保険証券、約款及び領収書の写し 又は付保証明書等）	
留意事項	<p>○委託する保安機関を変更又は追加、減少した場合（販売事業者自ら実施する場合を含む。）、当該届出が必要である。</p> <p>○「貯蔵施設を所有又は占有しない理由の変更」とは、規則第11条第2項各号に掲げる事由の変更及び第3号、第4号に掲げる場合の委託先の変更も含まれる。 （基本通達規則第9条1関係）</p> <p>○「損害賠償能力の変更」とは、販売所新設に伴う保険の追加加入、付保額の変更、保険の加入先の変更した場合をいう。（加入先から付保証明書が登録行政庁に送付される場合を除く。）（基本通達規則第9条2関係）</p>		

5	液化石油ガス販売事業承継届
根拠法令	法第 10 条、規則第 10 条
対象	<input type="checkbox"/> 譲渡を受ける場合 <input type="checkbox"/> 相続する場合 <input type="checkbox"/> 合併する場合 <input type="checkbox"/> 分割を受ける場合
時期	遅滞なく
添付書類	(譲渡を受ける場合) <input type="checkbox"/> 液化石油ガス販売事業者譲渡証明書 様式第 7 の 2 (第 10 条関係) <input type="checkbox"/> 事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (個人事業者が法人となる場合に限る) (相続する場合) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (相続権がある者全員の氏名が記載されているもの) <input type="checkbox"/> 液化石油ガス販売事業者相続同意証明書 様式第 8 (第 10 条関係) (相続権のある者が 2 人以上) <input type="checkbox"/> 液化石油ガス販売事業者相続証明書 様式第 9 (第 10 条関係) (相続権が 1 人) (合併する場合) <input type="checkbox"/> 合併があつたことを証する書面 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (分割を受ける場合) <input type="checkbox"/> 液化石油ガス販売事業承継証明書 様式第 9 の 2 (第 10 条関係) <input type="checkbox"/> 事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書
留意事項	<input type="checkbox"/> 液化石油ガス販売事業者の登録番号等取扱要領 (平成 8 年 10 月 8 日 8 立局第 543 号) を考慮し、登録番号を決定すること。 <input type="checkbox"/> 承継により登録番号が変更になった場合は、別途、通知書を送付する。 <input type="checkbox"/> 個人名義で第 3 条の登録を受けていた者が事業体を法人化する場合には新たに登録が必要である。(基本通達法律関係第 8 条 2 関係)

6	業務主任者等選任（解任）届										
根拠法令	法第 19 条及び第 21 条、規則第 22 条、規則第 25 条										
対象	販売所の業務主任者又は同代理者を選任または解任するとき										
時期	遅滞なく										
添付書類	○第二種販売主任者免状又は代理者講習修了証の写し（選任の場合に限る） ○6 月以上の液化石油ガス販売の実務経験を証する書面（記載例 6）										
留意事項	<p>○販売所ごとに選任が必要</p> <p>○業務主任者の数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般消費者等の数</th> <th>選任数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～999 戸</td> <td>1 人以上</td> </tr> <tr> <td>1,000～2,999 戸</td> <td>2 人以上</td> </tr> <tr> <td>3,000～4,999 戸</td> <td>3 人以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以後 2,000 戸増すごとに 1 人を加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>○業務主任者代理者の数 一般消費者等の数に関係なく、販売所ごとに 1 人以上</p> <p>○同一販売事業者で、2 以内の販売所を兼任する場合は、一般消費者等の数の合計が 1,000 未満で、常駐する販売所が相互に 60 分以内に到着できる範囲であること。また、兼務できる他の販売所の数は 2 以下である。 (規則第 22 条第 2 項)</p> <p>○2 人以上選任する場合、販売区域等に応じて、監督の範囲を明らかにさせること。 (基本通達規則第 22 条第 3 項関係)</p>	一般消費者等の数	選任数	1～999 戸	1 人以上	1,000～2,999 戸	2 人以上	3,000～4,999 戸	3 人以上	以後 2,000 戸増すごとに 1 人を加算	
一般消費者等の数	選任数										
1～999 戸	1 人以上										
1,000～2,999 戸	2 人以上										
3,000～4,999 戸	3 人以上										
以後 2,000 戸増すごとに 1 人を加算											

記載例 6（販売）

6月以上の液化石油ガス販売の実務経験を証する書面

1 販売に係る経験

従事した期間				従事した事業所 (事業所名称 登録番号年月日)
自	年	月	日	
至	年	月	日	
自	年	月	日	
至	年	月	日	
自	年	月	日	
至	年	月	日	
自	年	月	日	
至	年	月	日	
自	年	月	日	
至	年	月	日	
自	年	月	日	
至	年	月	日	

7	液化石油ガス販売事業廃止届
根拠法令	法第 23 条、規則第 26 条
対象	販売事業を廃止する場合
時期	遅滞なく
留意事項	<p>○貯蔵施設の処遇について確認すること。</p> <p>○一部の販売所を廃止する場合は、液化石油ガス販売所等変更届書により届出させること。</p> <p>○液化石油ガス販売事業廃止届は消防法第 9 条の 3 ただし書きにより「圧縮アセチレン等の貯蔵・取扱いの届出」が不要となるため、管轄消防署に通報すること。</p>

保安機関

8	保安機関認定申請
根拠法令	法第 29 条、規則第 30 条（認定の申請）
対象	○保安機関の認定に係る申請があった場合 ○既存の保安機関から保安業務区分追加の申請があった場合
時期	事業を開始する前まで
添付書類 及び記載要領	○保安業務実施事業所一覧表（事業所が複数ある事業者に限る） （記載例 7） ○保安業務計画書 様式第 13（第 30 条関係） （規則第 30 条第 2 項第 1 号） ※事業所別に作成し、全事業所分を添付すること。 ○保安業務資格者数及び機器数の算定（記載例 8） ○保安業務従事者の資格一覧表（記載例 9） ○緊急時対応を行う保安機関にあつては、事業所の位置及び緊急対応を行う一般消費者等の範囲を示した図面（原則 20 km 又は 30 分圏内） （記載例 10） （規則第 30 条第 2 項第 2 号） ※高速道路を使用して 20km 以上の範囲を行う場合は、高速道路使用区間であるか確認すること。 ○損害賠償の支払能力を証する書面 ※保険加入引受証の写し、付保証書等 （規則第 30 条第 2 項第 3 号） ○会社概要（保安業務以外の業務を行う場合、その種類及び概要を記載した書面）（記載例 11）（規則第 30 条第 2 項第 5 号） ○欠格条項に該当しないことの誓約書（記載例 12） （規則第 30 条第 2 項第 7 号） ○役員及び規則第 33 条に定める構成員の構成について説明した書面（法人に限る）（記載例 13） ○法人の定款及び登記事項証明書（法人に限る）
審査基準	○提出書類に虚偽の記載又は重要な記載漏れがないこと。 ○法第 30 条各号に該当しないこと。 ○法第 31 条各号に適合していること。
留意事項	○保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として 30 分以内に到着すること。 ○保安機関の保安業務資格者のうち、事業所ごとに、少なくとも 1 人は第二種販売主任者又は液化石油ガス設備者の免状の交付を受けたもので

	<p>あること。</p> <p>○保安業務のうち「容器交換時等供給設備点検」「定期供給設備点検」「定期消費設備調査」のいずれかの認定を受ければ「供給開始時点検・調査」の業務を行え、「緊急時対応」の認定を受ければ、その認定を受けた一般消費者数の数までは「緊急時連絡」の業務を行うことができる。</p> <p>(基本通達規則第 29 条関係)</p>
--	---

1. 保安業務に係る事業所の名称及び所在地		2. 認定を受けようとする保安業務区分							3. 保安業務区分ごとの一般消費者等の数													
名称	所在地	検 ・ 調 査	供 給 開 始 時 点	容 器 交 換 時 等	点 検	定 期 供 給 設 備	調 査	定 期 消 費 設 備	周 知	緊 急 時 対 応	緊 急 時 連 絡	検 ・ 調 査	供 給 開 始 時 点	容 器 交 換 時 等	点 検	定 期 供 給 設 備	調 査	定 期 消 費 設 備	周 知	緊 急 時 対 応	緊 急 時 連 絡	
																						—

- (注) 1. 上記表中の2. 認定を受けようとする保安業務区分欄、3. 保安業務区分ごとの一般消費者等の数欄の「—」記号は認定を受けないことを示す。
2. 供給開始時点検・調査業務は、容器交換時等供給設備点検・定期供給設備点検・定期消費設備調査の3区分の認定を受けていれば、そのうち最小の消費者数までは、供給開始時点検・調査の認定を受けることなくその業務を行うことができる。(規則関係通達第29条(保安業務区分)関係による。次の3. も同じ)
3. 「緊急時対応」を行うことにつき法第29条第1項の認定を受けた保安機関の事業所が行う「緊急時対応」に係る一般消費者等の数が、その保安機関が法第29条第3項の規定により申請した一般消費者等の数より少ない場合、当該事業所は、同項の規定により申請した一般消費者等の数までは、新たに法第29条第1項の認定を受けることなく「緊急時連絡」の業務を行うことができる。

記載例 8 (保安)

保安業務資格者数及び保安業務用機器数の算定

事業所の名称 ○○営業所

事業所の所在地 ○○県○○市○○町○○丁目○○番地

1. 保安業務資格者数の算定

(1) 容器交換時等供給設備点検 (告示第2条第1号表中ロによる算定)

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{100 \times \text{年間実働日数}} - \text{調査員数} - \text{充てん作業員数} = 3,800 \times \frac{1}{100 \times 22} - 0 - 0 = 1.727$$

(2) 定期供給設備点検及び定期消費設備調査 (告示第2条第2号表中イによる算定)

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20 \times \text{年間実働日数}} \times \frac{1}{4} = 3,800 \times \frac{1}{20 \times 260} \times \frac{1}{4} = 0.183$$

(3) 周知 (告示第2条第2号表中ロによる算定)

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{40,000} = 3,800 \times \frac{1}{40,000} = 0.095$$

(4) 緊急時対応 (告示第2条第1号表中へによる算定)

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20,000} = 3,800 \times \frac{1}{20,000} = 0.190$$

(5) 保安業務資格者数

$$(1) + (2) + (3) + (4) = 1.727 + 0.183 + 0.095 + 0.190 = 2.195 \quad \text{切り上げて3人以上必要}$$

2. 保安業務用機器数の算定

(1) 容器交換時等供給設備点検

告示第3条第1項表中ロによる算定 (告示第2条第1号表中ロによる算定に調査員・充てん作業員数を加えた数)

【漏えい検知液・緊急工具類】

$$\begin{aligned} \text{消費者戸数} \times \frac{1}{100 \times \text{年間実働日数}} - \text{調査員数} - \text{充てん作業員数} + \text{調査員数} + \text{充てん作業員数} \\ = 3,800 \times \frac{1}{100 \times 22} - 0 - 0 + 0 + 0 = 1.727 \end{aligned}$$

(2) 定期供給設備点検及び定期消費設備調査

① 告示第3条第2項による算定 (告示第2条第2号表中イによる算定)

【自記圧力計又はマノメータ・ガス検知器・漏えい検知液・緊急工具類・ポーリングバー】

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20 \times \text{年間実働日数}} \times \frac{1}{4} = 3,800 \times \frac{1}{20 \times 260} \times \frac{1}{4} = 0.183$$

② 告示第3条第2項による算定 (告示第2条第1号表中ニによる算定)

【一酸化炭素測定器】

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{25 \times \text{年間実働日数}} \times \frac{1}{4} = 3,800 \times \frac{1}{25 \times 260} \times \frac{1}{4} = 0.146$$

(3) 緊急時対応

告示第3条第1項表中ホによる算定 (告示第2条第1号表中へによる算定)

【自記圧力計又はマノメータ・ガス検知器・漏えい検知液・緊急工具類・一酸化炭素測定器・ポーリングバー】

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20,000} = 3,800 \times \frac{1}{20,000} = 0.190$$

(4) 保安業務用機器数

自記圧力計 (2)① + (3) = 0.183 + 0.190 = 0.373 切り上げて1以上必要

又はマノメータ

ガス検知器 (2)① + (3) = 0.183 + 0.190 = 0.373 切り上げて1以上必要

漏えい検知液 (1) + (2)① + (3) = 1.727 + 0.183 + 0.190 = 2.100 切り上げて3以上必要

緊急工具類 (1) + (2)① + (3) = 1.727 + 0.183 + 0.190 = 2.100 切り上げて3以上必要

一酸化炭素測定器 (2)② + (3) = 0.146 + 0.190 = 0.336 切り上げて1以上必要

ポーリングバー (2)① + (3) = 0.183 + 0.190 = 0.373 切り上げて1以上必要

(注) 1. 記載例中の告示は、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示 (平成9年通商産業省告示第122号) をいう。 (平成11年12月28日改正)

2. 各保安業務区分ごとの算定数値は、小数点以下第4位を四捨五入して記載すること。

3. 資格者数、機器数は、算定値の合計を小数点以下第1位を切り上げて記載すること。

記載例9（保安）

保安業務資格者等一覧表

事業所の名称 ○○営業所

事業所の所在地 □□県○○市○○町○丁目○○番地

氏名	免状の種類	免状番号	交付年月日
○○ ○○	液化石油ガス設備士免状	□□ ○○○○○	元号00年00月00日
○○ ○○	液化石油ガス設備士免状	□□ ○○○○○	元号00年00月00日
○○ ○○	第二種販売主任者免状	□□ ○○○○○	元号00年00月00日
			日付は、和暦とすること。
		(注：□□は県名)	

(注) 1. 免状の種類欄は、免状を重複所有している場合には、液化石油ガス設備士免状、高圧ガス販売主任者免状(販Ⅱ)、高圧ガス製造保安責任者免状(乙化・丙化等)、業務主任者の代理者講習修了証、保安業務員講習修了証、液化石油ガス調査員講習修了証の順に1種類の免状だけを記載すること。

2. 免状番号欄は、番号の前に免状交付の県名を記載すること。

3. 免状の写し(再講習受講記録を含む。)を添付すること。

4. 保安業務資格者が申請事業者の従業員であることの証明を書面で求められる場合があるので、所管行政庁に記載方法等について確認すること。

記載例 10（保安）

緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面

事業所名 ○○事業所

緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した地図を添付

（注書欄を参照すること。）

（注）1．地図に事業所の位置を示すこと。

2．道路に沿って30分以内に到着できる範囲を記入する。

（道路の制限速度、混雑状況を勘案する。）

3．高速道路を使用する場合は、明示すること。

記載例11（保安）

会社概要（保安業務以外の業務の種類等の説明書）

事業者名	〇〇液化石油ガス株式会社		登録番号	第〇〇〇〇〇〇〇号
住 所	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地		電話番号	000-000-0000
代表者名	代表取締役 〇〇 〇〇		資本金	〇〇,〇〇〇千円
売上金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇千円	L P ガス部門売上金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇千円	
社員総数	〇〇〇名	L P ガス部門社員数	〇〇〇名	
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 液化石油ガスの貯蔵、充てん及び販売業務 2. 液化石油ガスの配送業務 3. 液化石油ガスに関する保安業務 4. 液化石油ガス機器類の販売及びその設備の設計と工事 5. 厨房、給湯器、空調機等の住宅設備機器の販売及びその設備の設計と工事 6. 燃料油、潤滑油等の貯蔵、販売及びその設備の設計と工事 7. 給排水設備機器の販売及びその設備の設計と工事 8. 前各号に附帯する一切の業務 			

- (注) 1. 売上金額欄は、直近の事業年度の売上金額を記載すること。
 2. 事業内容欄は、定款の事業目的で定めていることを記載すること。
 3. 会社案内等で代替が可能な場合は、この文書は不要となります。

記載例12（保安）

欠格条項に該当しないことの誓約書

氏 名	職 名	現 住 所
○ ○ ○ ○	代表取締役会長	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	代表取締役社長	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	専務取締役	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	常務取締役	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	取締役	○○県○○市○○町○丁目○○番地

上記の者は当社の業務を行う役員であり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条に規定する欠格条項に当社及びその役員が該当しないことを誓約します。

○○年○○月○○日

（宛先）福岡市長

名 称 ○○液化石油ガス株式会社
 代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○

（注）当社の業務を行う役員は、非常勤の役員を含み監査を行う役員を除く。

記載例 13 (保安)

役員及び規則第33条に定める構成員の構成を説明した書面

(1) 役員構成及び履歴

氏名	職名	履歴
〇〇 〇〇	代表取締役会長	〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 〇〇年〇〇月 代表取締役会長に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	代表取締役社長	〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 〇〇年〇〇月 代表取締役社長に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	専務取締役	〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 〇〇年〇〇月 専務取締役に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	常務取締役	〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 〇〇年〇〇月 常務取締役に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	取締役	〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 〇〇年〇〇月 取締役に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	取締役	〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 〇〇年〇〇月 取締役に就任 (非常勤) 現在に至る

(注)非常勤の役員を含み監査を行う役員を除く。(非常勤役員の場合は履歴欄にその旨を記載する。)

(2) 構成員の状況

株主	持株比率 %	主要な業務
〇〇 〇〇	50	液化石油ガスの販売業務及び保安業務
〇〇 〇〇	10	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	液化石油ガス設備工事の業務
〇〇 〇〇	5	〃

発行済株式の総数 : 〇〇〇,〇〇〇株 資本の額 : 〇千万円
 保安業務に係る構成員の持株比率 : 90% (内訳 : 50% 1人+10% 1人+5% 6人)

(注) 1. 通達で定める液化石油ガス供給機器、消費機器の製造・販売を主たる事業としている者及び液化石油ガス設備工事を主たる事業としている者が1/3を超えないこと。
 2. 株主が多数であるため、この様式で対応できない場合は、申請先に相談すること。

9	保安機関認定更新申請
根拠法令	法第 32 条、規則第 34 条
対象	福岡市所管の販売所の保安業務認定を更新するもの
時期	認定が満了する 30 日前
添付書類 及び記載要領	○『8 保安業務認定申請書』を準用
審査基準	○『8 保安業務認定申請書』を準用
留意事項	<p>○更新期間は 5 年（施行令第 6 条）で、認定の満了する 30 日前まで更新手続きを行わなければならない。</p> <p>○当該申請においては、従前認定を受けた内容での更新となるため、新たな区分の追加や数の増加を行うことはできない。</p> <p>○追加認定を受けた区分の有効期間は追加認定を受けた日から 5 年となるため、更新時期が従前認定を受けていた区分と違うこととなるが、従前の認定区分の更新時に追加した区分の更新も併せて行うように指導すること。</p> <p>○複数の保安機関が承継されて一つの保安機関となった場合、その認定機関は、承継されたもののうち、最も早く満了するものとする。</p> <p>○一般消費者等の数の増減がある場合は、一般消費者等の数の増加認可申請、数の減少届出を保安機関の認定更新の申請前に手続きを済ませておくこと。</p>

10	一般消費者等の数の増加認可申請
根拠法令	法第 33 条第 1 項、規則第 35 条
対象	保安機関が、認定を受けている範囲を超えて増加したもの
時期	遅滞なく
添付書類 及び記載要領	○『8 保安機関認定申請書』を準用
審査基準	○『8 保安機関認定申請書』を準用
留意事項	<p>○認定を受けている事業所において、一般消費者等の数を増加させる場合のほか、保安業務を行う事業所を新設する場合に当該申請が必要。（基本通達法律第 33 条関係）</p> <p>○同時に A 事業所において一般消費者等の数が減少し、B 事業所において一般消費者等の数が増加し、合算して一般消費者等の数に変更がない場合は、A 事業所は減少届が、B 事業所は増加認可申請が必要である。</p>

	<p>(基本通達法律第 33 条関係)</p> <p>○増加認可の場合は、更新にかかる起算日にはならない。</p> <p>○区分追加のための保安機関認定と増加認可申請を同時に行う場合、増加認可申請には追加区分を含めないで申請させること。</p>
<p>その他の手続</p>	<p>○保安業務規程変更認可申請</p> <p>※保安業務規程の内容に変更がなくても、添付書類の保安業務計画書が変更となるため必要となる。</p> <p>○保安機関変更届</p> <p>※事業所を増設する場合</p> <p>○液化石油ガス販売所等変更届</p> <p>※販売事業者であって、事業所の増加による当該認可をうけた場合は、保安業務実施者に係る販売所等変更届が必要となる。</p>

11	一般消費者等の数の減少届
根拠法令	法第 33 条第 2 項、規則第 35 条第 2 項
対象	保安機関が、認定を受けている範囲を超えて減少したとき
時期	遅滞なく
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ○保安業務実施事業所一覧表 (複数事業所について届出する場合に限る) ○保安業務計画書 ※廃止する事業所は不要 ○直近の保安機関認定(更新)書の写し※任意
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○減少により保安業務区分が廃止となる場合は保安業務廃止届出が必要 ○複数の事業所について届出する場合は、一般消費者等の数の減少届書の「一般消費者等の数を減少しようとする保安業務区分」、「減少した一般消費者等の数」及び「一般消費者等の数の減少に係る事業所の名称及び所在地」の内容を、必要書類「保安業務実施事業所一覧表」に、変更前の数及び変更後の数がわかるように記載すること。 ○同時に A 事業所において一般消費者等の数が減少し、B 事業所において一般消費者等の数が増加し、合算して一般消費者等の数に変更がない場合は、A 事業所は減少届が、B 事業所は増加認可申請が必要である。 (基本通達法律第 33 条関係) ○認定番号が変更になった場合、別途、通知する。 ○認定を受けている一般消費者等の数と実際の一般消費者等の数が違っていても、保安有資格者が確保出来れば、本届出を提出する必要はない。
その他の手続	<ul style="list-style-type: none"> ○保安業務規程変更認可申請 保安業務規程の添付書類の保安業務計画書が変更となるため必要となる。 ○保安業務変更届書 複数の事業所のうち一部を廃止する場合

12	保安業務規程認可申請
根拠法令	法第 35 条、規則第 39 条
対象	保安業務認定後、保安業務を行うもの
時期	保安業務を開始する前
添付書類 及び記載要領	<p>○保安業務計画書 保安機関認定申請の際の保安業務計画書と同じものであるか確認すること。 事業所別に作成し、全事業所分を添付すること。</p> <p>○保安業務規程（記載例 14） 保安業務規程の記入例は、通達「保安機関の認定について」（平成 9・3・31 立局第 78 号）を参考とすること。</p>
審査基準	<p>○提出書類に虚偽の記載又は重要な記載漏れがないこと。</p> <p>○規則第 39 条第 2 項各号を定めていること。</p>
留意事項	○保安業務規程の認可後でなければ、保安業務を行うことができない。

保 安 業 務 規 程

□□年□□月□□日

〇〇液化石油ガス株式会社

(注) 本保安業務規程は作成例であり、各事業者の保安業務状況に合わせて作成すること。

保安業務規程

(目的)

第1条 この保安業務規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第35条の規定に基づき定めるものであり、法第27条第1項に規定する保安業務の適確かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(事業所の所在地等)

第2条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第39条第2項第1号から第4号までに規定する事項は、別表（保安業務計画書）のとおりとする。

(注)別表は、保安機関の認定申請時のものを添付すること。

(保安業務の実施の方法)

第3条 規則第39条第2項第5号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は、次のとおりとする。

(1) 供給開始時点検・調査

- ① 供給開始時点検・調査は、委託者である液化石油ガス販売事業者（以下「委託者」とい、当社が自ら保安業務を行おうとする場合を含む。）からの申出により指定された日時及び場所において行うこととする。なお、申出は原則として供給開始時点検・調査を行う5日前までに行わなければならないが、当該期日を過ぎてから申出が行われた場合については、委託者と協議を行い調整することとする。
- ② 供給開始時点検・調査は、別表-1の1.イからニ及び2.イ、ロの事項について行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者及び所有者又は占有者に通知することとする。
- ③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過した日以降5月以内に、再び当該通知に係る事項について調査を行い、改善されていることを確認することとする。
- ④ 供給開始時点検・調査は、保安業務資格者（バルク供給に係るものについては、充てん作業者を含む。以下同じ）が行うこととする。

(2) 容器交換時等供給設備点検

- ① 容器交換時等供給設備点検は、供給設備又は消費設備の充てん容器等の交換時等に行うこととする。
- ② 容器交換時等供給設備点検は、別表-1の1.イからニの各(1)及び2.ロ、(1)の事項について行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者及び所有者又は占有者に通知することとする。
- ③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過した日以降5月以内に、再び当該通知に係る事項について調査を行い、改善されていることを確認することとする。
- ④ 容器交換時等供給設備点検は、保安業務資格者又は調査員が行うこととする。ただし、バ

ルク供給に係る充てん作業時の点検は、保安業務資格者が行うこととする。

(3) 定期供給設備点検

- ① 定期供給設備点検は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
- ② 定期供給設備点検は、別表－１の１．イからのニの各(1)以外の事項について行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者に通知することとする。
- ③ 定期供給設備点検は、保安業務資格者が行うこととする。
- ④ 供給設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者から承諾を得られない場合は、別表－２の第３号の２の各事項について点検伝票等に記録をし、委託者と協議の上、その後の措置を決定することとする。

(4) 定期消費設備調査

- ① 定期消費設備調査は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
- ② 定期消費設備調査は、別表－１の２．イ．(1)、(2)及びロ．(2)、(3)の事項について行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者及び所有者又は占有者に通知することとする。
- ③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から１月を経過した日以降５月以内に、再び当該通知に係る事項について調査を行い、改善されていることを確認することとする。
- ④ 定期消費設備調査は、保安業務資格者が行うこととする。
- ⑤ 消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者から承諾を得られない場合は、別表－２の第４号の２の各事項について調査伝票等に記録をし、委託者と協議の上、その後の措置を決定することとする。

(5) 周知

- ① 周知は、規則第２７条の周知の内容について、次に掲げる方法により行うこととする。
 - イ. 周知事項を記載した書面を配布する方法
 - ロ. 一般消費者等の承諾を得て、情報通信技術を利用する方法であって次に掲げるものにより、周知事項の提供を行う方法。ただし、一般消費者等からの求めがあった場合には、周知事項を記載した書面も配布する。
 - a 電子メールを一般消費者等に送信し、当該一般消費者等が電子メールの記録を出力することにより書面を作成できる方法
 - b 本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された周知事項を、電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供し、当該一般消費者等の電子計算機に備えられたファイルに周知事項を記録する方法
 - c 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法
- ② 前号ロ. に掲げる方法により周知を行おうとするときは、あらかじめ一般消費者等に対し、その用いる方法の種類及び内容を示し、書面又は情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものによる承諾を得る。

なお、当該承諾後、当該一般消費者等から前号ロ. に掲げる方法により周知事項の提供を受け

ない旨の申出があったときは、当該方法による提供はしない。ただし、再び当該一般消費者等から承諾を得た場合には、当該方法により周知事項を提供する。

イ. 一般消費者等が電子メールを本保安機関に送信し、本保安機関が当該電子メールの記録を出力することにより書面を作成できる方法

ロ. 本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された一般消費者等の承諾に関する事項を、電気通信回線を通じて当該一般消費者等の閲覧に供し、本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに当該一般消費者等の承諾に関する事項を記録する方法

ハ. 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

- ③ 周知は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
- ④ 周知の具体的内容は、保安業務資格者が委託者と協議の上作成し、又は委託者から指示のあった内容とすることとする。
- ⑤ 周知に際しては、一般消費者等に対し災害の発生の防止に関し必要な事項を理解できるよう説明することとする。ただし、不在、電子メールの不達その他の理由により説明ができない場合にあっては、委託者と協議の上その後の措置を決定することとする。
- ⑥ 周知は、保安業務資格者又はその監督の下に液化石油ガスに関する基礎的知識及び実務経験等を有する者が行うこととする。

(6) 緊急時対応

- ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を速やかに連絡するとともに、以下の措置を行うこととする。

イ. 電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えること。

ロ. 出動の際には、必要な機材を携行し、可及的速やかに現場に到着し適確な措置（点検、調査、何らかの措置が必要な場合の委託者への連絡、安全が確認できた場合の復帰作業等）を講ずること。

- ② 出動は、保安業務資格者又はその監督の下に前号ロの措置を適確に行う能力を有する者が行うこととする。

(7) 緊急時連絡

- ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を速やかに連絡するとともに、電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えることとする。

- ② 緊急時連絡は、保安業務資格者又はその監督の下に前号の措置を適確に行う能力を有する者が行うこととする。

(連絡の方法)

第4条 規則第39条第2項第6号に規定する保安業務の結果を委託者に連絡する方法は、次のとおりとする。

(1) 供給開始時点検・調査

点検・調査の終了後〇日以内に別表－2の第1号の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

なお、点検・調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面及び再調査実施予定時期について、委託者に書面をもって連絡することとする。

(2) 容器交換時等供給設備点検

容器交換時等供給設備点検の終了後 日以内に別表－２の第２号の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

なお、点検・調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面をもって、委託者に連絡することとする。

(3) 定期供給設備点検

点検の終了後○日以内に別表－２の第３号及び第３号の２の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。なお、点検の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置について、委託者に書面をもって連絡することとする。

(4) 定期消費設備調査

調査の終了後○日以内に別表－２の第４号及び第４号の２の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

なお、調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面及び再調査実施予定時期について、委託者に書面をもって連絡することとする。

(5) 周知

周知の終了後○日以内に別表－２の第５号の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

(6) 緊急時対応

① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を電話等により速やかに連絡することとする。

② 一般消費者等の供給設備を点検し、又は消費設備を調査した結果、委託者又は消防機関等による措置が必要であると判断された場合には、当該委託者又は消防機関等に速やかに連絡することとする。

③ 緊急時対応を行った場合は、別表－２の第６号の各事項について、速やかに委託者に書面をもって報告することとする。

(7) 緊急時連絡

① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を電話等により速やかに連絡するとともに、必要に応じ消防機関等へも連絡することとする。

② 緊急時連絡を行った場合は、別表－２の第７号の各事項について、速やかに委託者に書面をもって報告することとする。

(保安業務資格者等の身分証明書)

第5条 保安業務資格者及び調査員は、保安業務に従事しているときは身分証明書を携帯し、関係者からの求めに応じ、これを提示することとする。

(帳簿)

第6条 保安業務の委託者ごとに、別表-2による帳簿を備えることとする。

2. 前項の帳簿は、記載の日から2年間保存することとする。ただし、保安業務の点検又は調査の回数が4年に1回以上の項目にあっては、直前に実施した結果を保存することとする。

3. 第1項の帳簿は、保安機関に委託を行った液化石油ガス販売事業者等の求めに応じ、閲覧に供することとする。

(報告)

第7条 規則第132条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を毎事業年度経過後3月以内に法第29条第1項の認定をした福岡市長に報告することとする。

- (1) 当該事業年度における法第27条第1項各号に掲げる保安業務の実施状況
- (2) 当該事業年度末における保安業務資格者の数
- (3) 当該事業年度末における保安業務に係る一般消費者等の数
- (4) 当該事業年度中の役員又は規則第33条各号に掲げる構成員の構成の変更

~~~~~  
(注) 第4号は、保安機関が法人の場合に記載すること。  
~~~~~

(保安教育)

第8条 保安業務に係る責任者は、事業所の保安業務の水準の維持、向上のため、次のとおり保安教育を行うものとする。

- (1) 保安教育計画を立案し、全従事者に保安教育を行い、その実施結果を記録するものとする。
- (2) 保安業務に従事する者は、保安団体等が実施する講習会等に積極的に参加し、法令改正、事故情報を常に把握するように努めるものとする。

(労務規程)

第9条 職員の就業時間、休日等労働条件に関する事項は別に定める。

(実施細則)

第10条 この保安業務規程の実施に際し、次の要領を定めることとし、その他の要領については必要に応じて別に定める。

- (1) 保安業務の事務処理要領
- (2) 保安業務区分ごとの実施要領
- (3) 保安業務用機器の管理要領

附 則

(例1)

この保安業務規程は、〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

(例2)

この保安業務規程は、福岡市長の認可を受けた日から実施する。

供給設備・消費設備の点検・調査の回数

1. 供給設備の点検の回数

(規則第36条第1項第1号の表の供給設備の種類イ～ニ及び点検を行う事項イ～ニの(1)～(4)に係る点検の回数による。なお、点検を行う事項の内容については、規則第36条第1項第1号の表を参照すること。)

イ. 特定供給設備以外の供給設備（バルク供給に係るものを除く。）

- (1) 供給開始時及び充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）
- (2) 供給開始時及び1年に1回以上（貯槽・埋設白管・地下室関係）
- (3) 供給開始時及び2年に1回以上（貯槽関係）
- (4) 供給開始時及び4年に1回以上

ロ. 特定供給設備以外の供給設備（バルク供給に係るものに限る。）

- (1) 供給開始時及び6月に1回以上又は1年を超えない範囲で行う充てん作業時
- (2) 供給開始時及び1年に1回以上（埋設白管・地下室関係）
- (3) 供給開始時及び2年に1回以上（バルク容器・バルク貯槽関係）
- (4) 供給開始時及び4年に1回以上

ハ. 特定供給設備（バルク供給に係るものを除く。）

- (1) 供給開始時及び充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）
- (2) 供給開始時及び1年に1回以上（貯槽・埋設白管・地下室関係）
- (3) 供給開始時及び2年に1回以上（貯槽関係）
- (4) 供給開始時及び4年に1回以上

ニ. 特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）

- (1) 供給開始時及び6月に1回以上又は1年を超えない範囲で行う充てん作業時
- (2) 供給開始時及び1年に1回以上（埋設白管・地下室関係）
- (3) 供給開始時及び2年に1回以上（バルク容器・バルク貯槽関係）
- (4) 供給開始時及び4年に1回以上

2. 消費設備の調査の回数

(規則第37条第1号の表の消費設備の種類イ、ロ及び調査を行う事項イ.(1)、(2)及びロ.

(1)～(3)に係る調査の回数による。なお、調査を行う事項の内容については、規則第37条第1号の表を参照すること。)

イ. 第44条第1号に掲げる消費設備（体積販売関係）

- (1) 供給開始時及び1年に1回以上（埋設白管・地下室関係）
- (2) 供給開始時及び4年に1回以上

ロ. 第44条第2号に掲げる消費設備（質量販売関係）

- (1) 液化石油ガスの最初の引渡し時及び毎月（容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。）1回以上
- (2) 液化石油ガスの最初の引渡し時及び1年に1回以上（埋設白管・地下室関係）
- (3) 液化石油ガスの最初の引渡し時及び4年に1回以上

保安機関が帳簿に記載すべき事項

- 自ら行う販売事業に係る保安業務にあつては販売所ごとに記載
 ○ 委託を受けた保安業務にあつては当該委託を受けた液化石油ガス販売事業者ごとに記載

記載すべき場合	記載すべき事項
一 供給開始時点検・調査を行った場合	一 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 供給開始時点検・調査を行った者の氏名 三 供給開始時点検・調査の結果 四 供給開始時点検・調査の実施又は法第27条第1項第1号又は第2号の通知をした場合は、その内容 五 供給開始時点検・調査又は通知の年月日 六 供給開始時点調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 七 供給開始時点調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
二 容器交換時等供給設備点検を行った場合	一 容器交換時等供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 容器交換時等供給設備点検を行った者の氏名 三 容器交換時等供給設備点検の結果 四 容器交換時等供給設備点検の実施又は法第27条第1項第1号の通知をした場合は、その内容 五 容器交換時等供給設備点検又は通知の年月日
三 定期供給設備点検を行った場合	一 定期供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 定期供給設備点検を行った者の氏名 三 定期供給設備点検の結果 四 定期供給設備点検の実施又は法第27条第1項第1号の通知をした場合は、その内容 五 定期供給設備点検又は通知の年月日
三の二 法第34条ただし書の規定により定期供給設備点検を行わなかった場合	一 法第34条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 法第34条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 三 法第34条ただし書中の承諾を求めた年月日
四 定期消費設備調査を行った場合	一 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 定期消費設備調査を行った者の氏名 三 定期消費設備調査の結果 四 定期消費設備調査の実施又は法第27条第1項第2号の通知をした場合は、その内容 五 定期消費設備調査又は通知の年月日 六 定期消費設備調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 七 定期消費設備調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
四の二 法第34条ただし書の規定により定期消費設備調査を行わなかった場合	一 法第34条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 法第34条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 三 法第34条ただし書中の承諾を求めた年月日
五 周知を行った場合	一 周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 周知を行った者の氏名 三 周知の内容 四 周知の年月日
六 緊急時対応を行った場合	一 緊急時対応に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 緊急時対応を行った者の氏名 三 緊急時対応の内容及び結果 四 緊急時対応を行った年月日
七 緊急時連絡を行った場合	一 緊急時連絡に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 緊急時連絡を行った者の氏名 三 緊急時連絡の内容及び結果 四 緊急時連絡を行った年月日

13	保安業務規程変更認可申請
根拠法令	法第 35 条、規則第 39 条
対象	<input type="checkbox"/> 事業所の所在地を変更するとき <input type="checkbox"/> 事業所の名称を変更するとき <input type="checkbox"/> 事業所の数を変更するとき <input type="checkbox"/> 保安業務規程の内容を変更するとき <input type="checkbox"/> 保安業務区分を追加するとき <input type="checkbox"/> 保安業務区分の認定を取り消すとき <input type="checkbox"/> 一般消費者等の数の増加認可申請を行ったとき <input type="checkbox"/> 一般消費者等の数の減少届を提出するとき <input type="checkbox"/> 保安業務資格者の数を変更するとき <input type="checkbox"/> 保安業務用機器の数を変更するとき <input type="checkbox"/> 年間実働日及び平均月間実働日数を変更するとき
時期	変更しようとする場合
添付書類 及び記載要領	<input type="checkbox"/> 保安業務計画書 様式第 13 (第 30 条関係) 保安機関認定申請の際の保安業務計画書と同じものであるか確認すること。 事業所別に作成し、全事業所分を添付すること。 <input type="checkbox"/> 保安業務規程 (記載例 14) <input type="checkbox"/> 変更する部分の新旧変更表※任意
審査基準	<input type="checkbox"/> 『12 保安業務規程認可申請書』を準用
留意事項	<input type="checkbox"/> 変更認可申請が不要な場合 ・ 保安業務資格者の変更 保安業務技術的能力算定書で計算した資格者の必要人数未満とならない場合に限る。 <input type="checkbox"/> 保安業務規程の認可後でなければ、保安業務を行うことができない。

14	認定行政庁変更届 (様式第 19)
根拠法令	法第 35 条の 4 (法第 6 条準用)、規則第 40 条
対象	福岡市長の認定を受けた者が、福岡市内に加え、その他の市町村長の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等について保安業務も行うもの
時期	遅滞なく 新たな所管行政庁の認定を受け、従前の認定をした所管行政庁に認定行政庁変更届を提出すること

15	保安機関変更届
根拠法令	法第 35 条の 4（法第 8 条準用）、規則第 41 条
対象	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者名、本店所在地の変更 ○法人の代表者の変更 ○事業所の名称の変更 ○事業所の移転 ○複数の事業所のうち一部を廃止
時期	遅滞なく
添付書類 及び記載要領	<p>（共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○変更する部分の新旧変更表※任意 （事業者名、本店所在地の変更の場合） ○変更事項を確認できる書類 （法人の代表者の変更の場合） ○変更事項を確認できる書類 ○欠格条項に該当しないことの誓約書（記載例 12） （事業所の名称の変更の場合） ○特になし （事業所の移転の場合） ○事業所の位置及び緊急時対応を行う一般消費者等の範囲を示した図面（記載例 10） 緊急時対応を行う保安機関の事業所の場合 ○法人定款 （複数の事業所のうち一部を廃止の場合） ○特になし
その他の手続	<p>（事業所を移転する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保安業務規程変更認可申請 事業所の移転により保安業務規程の添付書類の保安業務計画書が変更となるため必要となる。 （複数の事業所のうち一部を廃止する場合） ○保安業務規程変更認可申請 事業所の一部廃止により保安業務規程の添付書類の保安業務計画書が変更となるため必要となる。 ○一般消費者等の数の減少届書

16	保安機関承継届
根拠法令	法第 10 条、規則第 10 条
対象	<p>○譲渡：承継者の法に係る保安機関すべてについて、譲り渡したもの</p> <p>○相続：相続人が事業を承継するもの</p> <p>○合併：事業者同士が一つになるもの</p> <p>○分割：会社の営業の一部又は全部の分離（新設分割又は吸収分裂）したもの</p>
時期	遅滞なく
添付書類 及び記載要領	<p>（共通）</p> <p>○欠格条項に該当しないことの誓約書 （譲渡の場合）</p> <p>○保安機関事業譲渡証明書 様式第 22 の 2（第 42 条関係）</p> <p>○事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面 株主総会議事録、営業権譲渡契約書等</p> <p>○登記事項証明書（個人事業者が法人となる場合に限る。） （相続の場合）</p> <p>○戸籍謄本（相続権のある者全員の氏名が記載されていること。）</p> <p>○相続権のある者の人数に応じた書類</p> <p>・保安機関相続同意証明書（相続権のある者が 2 以上の場合に限る）様式第 23（第 42 条関係）※証明者の欄には、保安機関の地位を承継する者として選定された者以外の相続権のある者全員が記名すること。</p> <p>・保安機関相続証明書（相続権のある者が 1 人の場合に限る） 証明者の欄は、2 人以上とすること。</p> <p>（合併の場合）</p> <p>○合併があつたことを証する書面</p> <p>○登記事項証明書</p> <p>（分割の場合）</p> <p>○保安機関事業承継証明書 様式第 24 の 2（第 42 条関係）</p> <p>○事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面 株主総会議事録、営業権譲渡契約書等</p> <p>○登記事項証明書</p>
留意事項	<p>○保安機関の所管が承継により経済産業大臣となる場合は、保安機関承継届書(乙)（様式第22）を被承継者が福岡市長宛てで提出すること。</p> <p>○個人から法人化する場合は、人格が異なるため、新規認定申請の対象となる。</p> <p>○保安機関の全部譲渡の場合に限り、承継届となる。(基本通達法律関係第 8 条)</p>

	<p>○事業の譲渡とは、全ての事業所について営業権、店舗、従業員、帳簿等を譲り渡すことをいう。</p> <p>○相続とは、その事業の包括承継をいう。</p> <p>○承継に伴い氏名等の変更が発生しても「保安機関変更届書」は必要ない。この場合、承継届で把握できない承継後の名称については、承継届の余白等に付記させること。</p>
認定番号	<p>○承継により登録番号が変更になった場合は、別途、通知書を送付する。</p> <p>○液化石油ガス販売事業者の登録番号等取扱要領（平成8年10月8日8立局第543号）に基づき、認定番号を決定すること。</p>

17	保安業務廃止届
根拠法令	法第35条の4（法第23条準用）、規則第43条
対象	保安業務を全て廃止するとき
時期	遅滞なく
留意事項	○2つ以上の事業所を有する場合は全ての事業所を廃止した場合にのみ届出させること。また、2つ以上の事業所の一部を廃止した場合は、保安機関変更届書により届出させること。

認定販売事業者

18	液化石油ガス販売事業者認定申請
根拠法令	法第 35 条の 6、規則第 47 条
対象	販売事業者が保安の確保の方法等の認定を受けるとき
時期	認定に伴う事業を開始する前まで
添付書類 及び記載要領	<p>○運営管理規程（記載例 15）</p> <p>○運営管理規程には、次の事項を定めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第 45 条第 1 号及び第 4 号の機器の種類並びに同条第 3 号の機器の設置場所 ・特定保安情報の種類 ・監視する者の業務内容、配置場所及びその体制 ・規則第 46 条第 1 号ニの規定による保安確保機器の設置の計画 <p>○集中管理システムの資料（必要に応じて）</p> <p>※基本通達規則関係の別添に「運営管理規程（例）」があるので参考にすること。</p> <p>○必要に応じて集中監視システムの内容を確認するため、パンフレット等の資料を添付すること。</p>
審査基準	○液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示に適合していること。
留意事項	○法第 88 条第 2 項に規定される公示の方法については、消防局ホームページへの掲示とする。

運 営 管 理 規 程（例）

（目的）

第1条 この規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第35条の6の規定に基づき、保安確保機器の設置及び管理の方法について定め、もって管理業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（保安確保機器の種類）

第2条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条第1号及び第4号に定める機器のうち、認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置する機器は次の各号に定めるものとする。（実際に設置するものを適宜記載すること。）

（1）S型マイコンメーター、SB型マイコンメーター、E型マイコンメーター又はEB型マイコンメーター（雰囲気空気中の一酸化炭素濃度を検知し警報する装置と連動し、当該装置が検知した一酸化炭素濃度が0.03パーセントに達する以前に自動的にガスの供給を停止する機能を有するマイコンメーターにあつては、当該装置と併せてその旨を記載すること。）

（2）流量検知式切替型漏えい検知装置又は流量検知式圧力監視型漏えい検知装置（ただし、〇〇戸以上の集合住宅に設置するものとする。）

（3）液化石油ガス用ガス漏れ警報器

（4）液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（Ⅰ類）

（5）調整器（Ⅰ類又はⅡ類）

（6）液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（Ⅰ類又はⅡ類）

2 規則第45条第3号の機器の設置場所（以下「集中監視センター」という。）は自社（他社）の集中監視センターであつて次に掲げる所在地に設置するものとする。

名 称：〇〇集中監視センター株式会社

所 在 地：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

（特定保安情報の種類）

第3条 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（以下「告示」という。）第6条第2号に定める特定保安情報の種類は次の各号に掲げるものとする。

（1）合計・増加流量遮断

（2）継続使用時間超過

（3）微少漏えい警告

（4）圧力監視異常（調整圧力、閉そく圧力）

（5）感震遮断

（6）ガス漏れ警報連動遮断

（7）不完全燃焼警報連動遮断

（8）集中監視センターからのガスメータの遮断

（監視する者の業務内容）

第4条 規則第46条第3号の監視する者（以下「監視員」という。）の業務内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 集中監視センター内の機器の作動状況を確認し、異常があった場合に必要な措置を講ずること。
- (2) 特定保安情報を液化石油ガス販売事業者（保安機関）に連絡すること。
- (3) 伝達された特定保安情報について、当該一般消費者等に対し、適確な対応（指示、助言）を行うこと。
- (4) 緊急を要するものについては、緊急時対応を行う保安機関、液化石油ガス販売事業者及び集中監視センター責任者に連絡すること。
- (5) 受信票（例えば受信日時、顧客名、特定保安情報の内容、原因、処置事項、担当者等）に必要事項を記載すること。

（監視員の配置場所及びその体制）

第5条 監視員は、第2条第2項の集中監視センターに常時配置するものとする。

2 当該集中監視センターの監視員は当直により対応するものとし、〇〇人での交代制とする。

（保安確保機器の設置の計画）

第6条 規則第45条第1号及び第4号の保安確保機器は、告示第5条の基準に適合するよう設置するものとし、毎年度初に当該年度に設置期限が満了となる機器、交換を要する一般消費者等の氏名及び住所をとりまとめ、〇月から△月までの間に適宜交換を行うものとする。

（附則）

この運営管理規程は令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

（注）保安確保機器の設備及び管理の方法について変更があった場合には、本運営管理規程を直ちに改定すること。

19	認定液化石油ガス販売事業者承継状況報告
根拠法令	法第 35 条の 6、規則第 48 条
対象	認定液化石油ガス販売業者が、合併その他の理由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が、第 1 号認定の場合は 70%、第 2 号様式の場合は 50%を下回った場合
時期	遅滞なく
添付書類	○承継の事実を証する書面
留意事項	○当該事業年度経過後、3 月以内に当報告を行ったものについては、認定液化石油ガス販売事業者状況報告書の提出を行わなくてよい。

貯蔵施設等

20	貯蔵施設等設置許可申請
根拠法令	法第 36 条、規則第 51 条
対象	○貯蔵施設（貯蔵量 3,000kg 以上） ○特定供給設備 （容器・バルク容器の場合は 3,000kg 以上、貯槽又はバルク貯槽の場合は 1,000kg 以上）を設置して液化石油ガスを供給しようとするもの
時期	設置する前まで
添付書類及び記載要領	（貯蔵施設の場合） ○貯蔵施設の位置及び構造等の明細書（記載例 16） ○貯蔵施設の付近の状況見取図（記載例 17） ○貯蔵施設の構造図（記載例 18） （特定供給設備の場合） ○特定供給設備の位置及び構造等の明細書（記載例 19 または記載例 20） ○特定供給設備の付近の状況見取図（記載例 21） ○特定供給設備の構造図（記載例 22） ○機器一覧表 ○特定供給設備のフローシート及び配管図 ○気化装置、調整器、弁類及び配管の図面
審査基準	（貯蔵施設） ・規則第 14 条各号及び第 16 条第 7 号に適合していること。 （特定供給設備） ・容器・貯槽：規則第 53 条各号に適合していること。 ・バルク容器・バルク貯槽：規則第 54 条各号に適合していること。

<p>留意事項</p>	<p>○法第 36 条第 2 項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請をする場合の意見書の添付は、当該設置の許可の申請をもってされたものとみなす。</p> <p>※消防危第 39 号（平成 9 年 3 月 31 日）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の改正に伴う消防行政上の取扱いについて（通知）に基づき、下記の 3 点について確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備等が消防法令の規定に適合しているかどうか。 ・火災予防条例の規定に適合しているかどうか。 ・その他火災予防上の観点から特段、問題となる事項はないか。 <p>○法第 10 条の規定により、貯蔵施設等を承継した場合は、新たに設置の許可を受ける必要はない。ただし、一部のみを譲り受けた場合は設置の許可を受けなければならない。</p> <p>○第三者が所有している貯蔵施設又は特定供給設備を譲り受けた場合であって、当該貯蔵施設又は特定供給設備に何の変更も加えないときは、新たに完成検査を受ける必要はない。</p> <p>○バルク貯槽又は貯槽を併設して設置した場合、気相ライン又は液相ラインで連結されており、かつ、合算した貯蔵量が 1,000kg 以上の場合は、特定供給設備となる。</p> <p>○特定供給設備の貯蔵量が 10,000kg 以上の場合、高圧ガス保安法の特定高圧ガス消費者となる。</p>
-------------	---

記載例16(貯蔵施設)

貯蔵施設の位置及び構造等の明細書

1. 設置の理由

液化石油ガスの取扱数量が増加したため、販売所と同一敷地内の貯蔵量3トン未満の既存の貯蔵施設を撤去し、販売所と同一敷地内に貯蔵量3トン以上の貯蔵施設を設置するため。

2. 販売所の名称、所在地及び貯蔵施設の位置等

販売所の名称 ○○液化石油ガス株式会社 ○○営業所

販売所の所在地 ○○県○○市○○町○○丁目○○番地

貯蔵施設の位置 販売所と同一敷地内

貯蔵施設の面積 15.10 m²

貯蔵施設の障壁 有(補強コンクリートブロック造)

3. 貯蔵施設の技術上の基準に対応する事項

(液化石油ガス法施行規則第14条各号及び第16条第7号)

号	対 応 事 項												
第14条 第1号	<p>警戒標</p> <p>(1) 掲示位置 貯蔵施設入口及び側面</p> <p>(2) 表示内容</p> <p>① LPガス貯蔵施設</p> <p>② 燃(赤色文字)</p> <p>③ 火気厳禁(赤色文字)</p> <p>④ 無断立入禁止</p>												
第2号	<p>施設距離</p> <p>(1) 貯蔵施設面積 <u>15.10 m²</u></p> <p>(2) 施設距離</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>保安物件</th> <th>施設距離</th> <th>実測距離</th> <th>対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td>17.49m (8.75m)</td> <td>36.0m</td> <td>○○○病院</td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td>11.66m (5.83m)</td> <td>8.0m</td> <td>民 家</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施設距離の()内は障壁設置時の距離を示す。</p> <p>(3) 施設距離の不足に対する障壁の必要性 有・無</p>	保安物件	施設距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	17.49m (8.75m)	36.0m	○○○病院	第2種保安物件	11.66m (5.83m)	8.0m	民 家
保安物件	施設距離	実測距離	対象物件										
第1種保安物件	17.49m (8.75m)	36.0m	○○○病院										
第2種保安物件	11.66m (5.83m)	8.0m	民 家										

第3号	<p>障壁</p> <p>(1) 障壁の構造</p> <p>① 材料 <u>コンクリートブロック</u></p> <p>② 寸法 (高さ) <u>200 cm</u> (厚さ) <u>15 cm</u></p> <p>③ 配筋 <u>9 mm, 13 mm 鉄筋</u> 間隔 (縦) <u>40 cm</u> (横) <u>40 cm</u></p> <p>(2) 扉の構造</p> <p>① 材料 <u>鋼板</u></p> <p>② 寸法 (厚さ) <u>3.2 mm</u> (高さ) <u>195 cm</u> (幅) <u>134 cm</u></p> <p>③ 補強 <u>等辺山形鋼 (枠) 50 mm × 50 mm</u> (内) <u>30 mm × 30 mm</u> 間隔 (縦) <u>39 cm</u> (横) <u>33.5 cm</u></p>
-----	---

号	対 応 事 項
第4号	<p>屋根材等</p> <p>屋根組及び屋根の材料 <u>軽量鉄骨、繊維強化セメント板</u></p>
第5号	<p>滞留防止措置</p> <p>(1) 貯蔵施設面積 <u>15.10 m²</u></p> <p>(2) 法定換気口面積 <u>15.10 m² × 300 cm²/m² = 4,530 cm²</u> (A)</p> <p>(3) 換気口面積</p> <p style="padding-left: 20px;">開口部面積 (縦) <u>20 cm</u> × (横) <u>40 cm</u> × <u>8ヶ所</u> = <u>6,400 cm²</u></p> <p style="padding-left: 20px;">鉄筋断面積 <u>1 cm</u> × <u>20 cm</u> × <u>2 本</u> × <u>8ヶ所</u> = <u>320 cm²</u></p> <p style="padding-left: 20px;">実際換気口面積 <u>6,400</u> - <u>320</u> = <u>6,080 cm²</u> (B) (B) > (A)</p>
第6号	<p>消火器</p> <p>(1) 型式 <u>20型 (A5B12C) 6 kg</u></p> <p>(2) 個数 <u>2 個</u></p> <p>(3) 設置場所 <u>当該貯蔵施設の入口外側の収納ボックス内に設置する。</u></p>
第16条 第7号	<p>火気距離等</p> <p>(1) 火気の種類 <u>民家の給湯器</u></p> <p>(2) 火気までの距離 <u>11.0 m</u></p> <p>(3) 火気との距離が2 m以内の場合の障壁……該当しない。</p> <p>① 材料 <u>----</u></p> <p>② 高さ <u>---- m</u></p> <p>③ 迂回水平距離 <u>---- m</u></p>

記載例17（貯蔵施設・特定供給設備）

付近の状況見取図

販売所の名称		貯蔵施設の所在地		
〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所		〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地		
貯蔵施設の面積	15.10 m ²	施設距離	実測距離	対象物件
第1種保安物件までの距離		17.49 m (8.75 m)	36.0 m	〇〇病院
第2種保安物件までの距離		11.66 m (5.83 m)	8.0 m	民家
火気までの距離		2 m	11.0 m	民家の給湯器

()内は障壁設置時の距離

記載例18（貯蔵施設・特定供給設備）

構 造 図

平面図、側面図、障壁の配筋図、扉図等を添付

記載例19（バルク供給を除く特定供給設備）

特定供給設備の位置及び構造等の明細書

1. 設置の理由

マーケット〇〇〇店の新設に伴い、同店の冷暖房をガスエンジンヒートポンプ（GHP）により行うため、貯蔵能力3,200kgの特定供給設備を設置し、液化石油ガスを供給するため。

2. 特定供給設備の設置先名称及び所在地

設置先名称 マーケット〇〇〇店
 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

3. 特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

（液化石油ガス法施行規則第53条各号）

※号数の網掛け部分は、施行規則第18条の引用部分を示す。

号	対 応 事 項												
第1号	<p>貯蔵設備の基準</p> <p>イ 設備距離</p> <p>(1) 貯蔵能力 <u>50 kg(容器) × 64 (本) = 3,200 kg</u></p> <p>(2) 設備距離</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保安物件</th> <th style="text-align: center;">設備距離</th> <th style="text-align: center;">実測距離</th> <th style="text-align: center;">対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1種保安物件</td> <td style="text-align: center;">16.97m (13.58m)</td> <td style="text-align: center;">15.0m</td> <td style="text-align: center;">マーケット〇〇〇店</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2種保安物件</td> <td style="text-align: center;">11.31m (9.05m)</td> <td style="text-align: center;">100m</td> <td style="text-align: center;">民家</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(注) 設備距離の () 内は障壁設置時の距離を示す。</p> <p>(3) 設備距離の不足に対する障壁の必要性 <u>有・無</u></p> <p>ロ 障壁</p> <p>(1) 障壁の構造</p> <p>① 材料 <u>コンクリートブロック(一部鉄筋コンクリート)</u></p> <p>② 寸法 (高さ) <u>210 cm</u> (厚さ) <u>15 cm</u></p> <p>③ 配筋 <u>10 mm, 13 mm 鉄筋</u> 間隔 (縦) <u>40 cm</u> (横) <u>40 cm</u></p> <p>(2) 扉の構造</p> <p>① 材料 <u>鋼板</u></p> <p>② 寸法 (厚さ) <u>3.2 mm</u> (高さ) <u>192 cm</u> (幅) <u>132 cm</u></p> <p>③ 補強 <u>等辺山形鋼(枠) 40 mm × 40 mm</u> (内) <u>30 mm × 30 mm</u> 間隔 (縦) <u>38 cm, 39 cm</u> (横) <u>33 cm</u></p>	保安物件	設備距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	16.97m (13.58m)	15.0m	マーケット〇〇〇店	第2種保安物件	11.31m (9.05m)	100m	民家
保安物件	設備距離	実測距離	対象物件										
第1種保安物件	16.97m (13.58m)	15.0m	マーケット〇〇〇店										
第2種保安物件	11.31m (9.05m)	100m	民家										

ハ 火気取扱施設距離等

- (1) 火気取扱施設の種類 GHP室外機
- (2) 火気取扱施設距離 18.5 m
- (3) 火気取扱施設距離が8 m以上ない場合の障壁……該当しない。
- ① 材料 -----
- ② 高さ ----- m
- ③ 迂回水平距離 ----- m

号	対 応 事 項
第1号	<p>ニ 滞留防止措置</p> <p>(1) 容器置場面積 <u>20.54 m²</u></p> <p>(2) 法定換気口面積 <u>20.54 m² × 300 cm²/m² = 6,162 cm² (A)</u></p> <p>(3) 換気口面積</p> <p>開口部面積 (縦) <u>39 cm × (横) 39 cm × 10ヶ所 = 15,210 cm²</u></p> <p>鉄筋断面積 <u>1 cm × 39 cm × 4 本 × 10ヶ所 = 1,560 cm²</u></p> <p>実際換気口面積 <u>15,210 - 1,560 = 13,650 cm² (B) (B) > (A)</u></p>
	ホ さく、へい等の設置……貯蔵設備の建屋と兼ねる。
	<p>へ 警戒標</p> <p>(1) 掲示位置 容器置場入口及び側面</p> <p>(2) 表示内容</p> <p>① LPG特定供給設備</p> <p>② 燃 (赤色文字)</p> <p>③ 火気厳禁 (赤色文字)</p> <p>(3) (2)に掲げるもののほか、次の事項を表示した標識を掲げる。</p> <p>① 特定供給設備の管理者の住所、氏名</p> <p>○○液化石油ガス株式会社 ○○営業所</p> <p>○○県○○市○○町○丁目○○番地</p> <p>○ ○ ○ ○</p> <p>② 電話番号 (昼間・夜間) ○○○-○○○-○○○○</p>
	<p>ト 消火器</p> <p>(1) 型式 <u>20型 (A5B12C) 6 kg</u></p> <p>(2) 個数 <u>4 個</u></p> <p>(3) 設置場所 当該容器置場の入口外側の収納ボックス内に設置する。</p>

	<p>チ 屋根材等 屋根組及び屋根の材料 <u>軽量鉄骨、折版</u></p>
	<p>リ 転落転倒防止措置 (1) 容器置場は水平でかつ上から物が落ちる恐れがないようにする。 (2) 転倒防止チェーンによる転倒防止措置を講ずる。</p>
	<p>ヌ 腐食防止措置 (1) 充てん容器は全面にわたって十分に防錆塗装がされた容器を使用する。 (2) 容器置場は排水のよい構造とし容器の底部を乾きやすくする。</p>
第2号	貯槽の基準……貯槽を設置しない。
第3号	容器交換時の供給中断防止措置 自動切替式調整器を設置する。
第4号	第18条第4号から第8号まで、第10号及び第19号から第21号までの基準

号	対 応 事 項
第18条 第4号	<p>貯蔵設備、調整器等の選定 一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものを設置する。 別紙-1に貯蔵設備、調整器及びガスメーターの選定根拠を記載</p>
第5号	<p>腐食、割れ等の欠陥 バルブ、集合装置及び供給管は、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。</p>
第6号	<p>腐食防止措置 バルブ、集合装置及び供給管には、腐食を防止する措置を講ずる。</p>
第7号	<p>使用材料 バルブ、集合装置及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものを使用する。 別紙-2にバルブ、集合装置等の材料、耐圧性能、腐食防止措置を記載 別紙-3にバルブ、集合装置等に関する添付書類を記載</p>
第8号	<p>集合装置及び供給管に関する基準</p> <p>イ 高圧部の耐圧試験 充てん容器と調整器の間に設置される管は、2.6MPa以上の耐圧試験に合格する</p>

	<p>ロ 低圧部の耐圧試験 調整器とガスメーターの間に設置される管は、0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。</p>
	<p>ハ 中圧部の耐圧試験 2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間に設置される管は、0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。</p>
	<p>ニ 引張試験 充てん容器等と集合装置に係る集合管を接続する管は、接続状態で1kN以上の引張試験に合格するものを使用する。</p>
第10号	<p>漏えい試験 バルブ、集合装置及び供給管は、漏えい試験に合格するものを使用する。</p>
第19号	<p>気化装置に関する基準……気化装置は設置しない。</p>
	<p>イ 腐食、割れ等の欠陥 使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。</p> <p>ロ 耐圧試験 --- MPa</p> <p>ハ 加熱方式 -----</p>

号	対 応 事 項
第18条	ニ 液流出防止方式 -----
第19号	ホ 温水部の凍結防止措置 -----
	<p>※ 気化装置のメーカー、型式等</p> <p>(1) メーカー ○○○○(株)</p> <p>(2) 型式 000-0000-00</p> <p>(3) 処理能力 000 kg/h</p>
第20号	調整器に関する基準
	<p>イ 腐食、割れ等の欠陥、液化石油ガスへの適合性 使用上支障のある腐食、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものを使用する。</p>

	<p>ロ 耐圧試験、気密試験</p> <p>次の耐圧試験、気密試験に合格するものを使用する。</p> <p>(1) 2段式減圧用2次側のものを除く調整器 耐圧試験 2.6MPa以上 気密試験 1.56MPa以上</p> <p>(2) 2段式減圧用2次側の調整器 耐圧試験 0.8MPa以上 気密試験 0.15MPa以上</p>
	<p>ハ 調整圧力、閉そく圧力（2段式減圧用1次側のものを除く。）</p> <p>次の調整圧力、閉そく圧力のものを使用する。</p> <p>(1) 生活用の調整器 調整圧力 2.3kPa以上3.3kPa以下 閉そく圧力 3.5kPa以下</p> <p>(2) 生活用以外の調整器 調整圧力、閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものを使用する。</p>
	<p>※ 調整器の種類、メーカー、型式等</p> <p>(1) 種類 <u>自動切替式一体型</u></p> <p>(2) メーカー <u>〇〇〇〇(株)</u></p> <p>(3) 型式 <u>1次側 00-000-0</u> <u>2次側 00-000-0</u></p> <p>(4) 容量 <u>1次側 100 kg/h 2個</u> <u>2次側 100 kg/h 2個</u></p>
第21号	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置・・・地下室等に供給しない。
第22号	<p>ハ 対震自動ガス遮断器</p> <p>調整器の1次側と2次側の間の中圧部分に2個設置する。</p>

(注) 対震自動ガス遮断器の設置は、特定供給設備（貯蔵設備から調整器まで）の技術上の基準には規定されていないが、供給設備の技術上の基準が適用されるため、対象物件のガスメーターが大型ガスメーターで感震器が組込まれていない場合は、対震自動ガス遮断器を設置する必要がある。（施行規則第18条第22号ハ）

この場合、調整器の1次側と2次側の間の中圧部分に対震自動ガス遮断器を設置することが多いため記載した。

貯蔵設備、調整器及びガスメーターの選定根拠

1. 設計条件

- (1) 使用容器の種類 50kg容器
- (2) 液化石油ガスの規格 い号 (PP95%以上)
- (3) 最大消費数量 62.2kg/h
 GHP設置台数 20馬力 17台
 1台当たり消費量 51.2kW
 最大消費数量=51.2×17=870.4kW=870.4÷14=62.2kg/h
 (kWからkg/hへの換算値：1/14)
- (4) ピーク時の気温 0℃
- (5) 50kg容器1本当たりのガス発生能力 2.0kg/h
 LPガス設備設置基準及び取扱要領 (KHK) より
 気温0℃時の連続使用のガス発生能力を採用

2. 容器設置本数の計算

- (1) 必要本数 最大消費数量÷容器1本当たりガス発生能力
 =62.2÷2.0=31.1 32本 (片側) 採用
- (2) 設置本数 32×2= 64本 (両側)
- (3) 貯蔵量 50kg×64=3,200kg

3. 調整器容量の計算

調整器容量：最大消費数量×1.5=62.2kg/h×1.5=93.3kg/h 100kg/h採用

4. ガスメーター容量の計算

メーター容量：最大消費数量×1.2=62.2kg/h×0.482×1.2=36.0m³/h 40m³/h採用
(kg/hからm³/hへの換算値：0.482)

バルブ、集合装置及び供給管の材料、耐圧性能及び腐食防止措置

名 称	材料及び規格	耐圧性能	腐食防止措置
集合装置	圧力配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3454 STPG370 Sch40	3.6 MPa	防錆塗装施工
高圧ホース	L P G用高圧ホース NBR (国検品)	3.6 MPa	-----
根元バルブ	鍛造用黄銅 JIS H 3250 C3771BE	2.7 MPa	-----
ストレーナバルブ	ダクタイル鉄鑄造品 FCD-S	4.0 MPa	防錆塗装施工
高圧用バルブ	鍛造用黄銅 JIS H 3250 C3771BE	2.7 MPa	-----
1次用調整器	ダクタイル鉄鑄造品 FCD-S	2.7 MPa	防錆塗装施工
2次用調整器	ダクタイル鉄鑄造品 FCD-S	0.8 MPa	同上
中圧用バルブ	ダクタイル鉄鑄造品 FCD-S	2.4 MPa	同上
低圧用バルブ	鍛造用黄銅 JIS H 3250 C3771BE	0.8 MPa	-----
供給管	露出部 配管用炭素鋼鋼管 埋設管 ポリエチレン被覆鋼管 鑄鉄管	0.8 MPa	防錆塗装施工

バルブ、集合装置等に関する添付書類

1. 集合装置	配置図
2. 集合装置・調整装置	詳細図
3. 集合装置の鋼管	強度計算書
4. 溶接式1/4オンボス	強度計算書 詳細図
5. ストレーナーバルブ	強度計算書 組立図
6. 根元バルブ (チェック弁付ストップ弁)	強度計算書 組立図
7. 高圧用バルブ (ネジ込式ストップ弁)	強度計算書 組立図
8. サイフォンパイプ	強度計算書 組立図
9. 高圧ホース	強度計算書 組立図
10. 自動切替調整器	強度計算書 組立図 流量性能曲線
11. 2次側調整器	強度計算書 組立図 流量性能曲線
12. 中圧用バルブ (ボールバルブ)	強度計算書 組立図
13. 低圧用バルブ (ネジ込式ユニオンボールバルブ)	強度計算書 組立図
14. 対震自動ガス遮断弁	強度計算書 組立図
15. 圧力計	仕様書

(注) 本書では、図面等の添付は省略する。

記載例 20

バルク 特定供給設備の位置及び構造等の明細書

1. 変更の理由

特定供給設備の設置先マーケット〇〇〇店に50kg容器64本(3,200kg)を設置し、液化石油ガスを供給してきたが、同店でガスエンジンヒートポンプ(GHP)を追加導入することとなったため、従来の容器による供給から貯蔵能力2.9トン型のバルク貯槽による供給に切り替えて、液化石油ガスを供給することになったため。

2. バルク 特定供給設備の設置先名称及び所在地

設置先名称 マーケット〇〇〇店

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

3. 変更の内容

変更前 特定供給設備の貯蔵能力：容器64本 3,200kg

変更後 特定供給設備の貯蔵能力：バルク貯槽 2,907kg

4. バルク 特定供給設備の概要

No.	設備内容	規格及び仕様	設置数	備考
1	2.9トン型バルク貯槽	内容積 7,231リットル	1基	地上設置
2	電熱温水加熱式気化装置	100kg/h	1基	
3	圧力調整器	1次側 100kg/h " 100kg/h 2次側 100kg/h	1個 1個 2個	気化装置出口に設置 貯槽気相ラインに設置 供給圧力に減圧用
4	ガス漏れ検知警報設備	2点式	1式	貯槽のプロテクター内及び 気化装置横に設置
5	付帯配管設備	-----	1式	

5. 貯蔵能力

貯蔵能力の計算

$$W=0.85wV$$

W：貯蔵能力 (kg)

w：常用の温度における液化石油ガスの比重 0.473 (40℃)

(プロパン98% ブタン2%)

V：バルク貯槽の内容積 7,231リットル

$$\therefore W=0.85 \times 0.473 \times 7,231 = 2,907 \text{kg}$$

6. バルク 特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

(液化石油ガス法施行規則第54条各号)

※号数の網掛け部分は、施行規則第18条、第19条の引用部分を示す。

対 応 事 項	
第1号	バルク容器の基準……バルク容器は設置しない。
第2号	バルク貯槽の基準

対 応 事 項													
第2号	イ バルク貯槽の基準適合性 高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める「特定設備検査合格証」を有するものを設置する。 (注) 特定設備基準適合証の場合は次の記載とする。 高圧ガス保安法第56条の6の14第2項で定める「特定設備基準適合証」を有するものを設置する。												
	ロ 設備距離 (1) 設備距離 貯蔵能力 <u>2,907 kg(バルク貯槽) × 1 (基) = 2,907 kg</u>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保安物件</th> <th>設備距離</th> <th>実測距離</th> <th>対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td>7.0m (0m)</td> <td>150m</td> <td>〇〇小学校</td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td>7.0m (0m)</td> <td>35m</td> <td>民 家</td> </tr> </tbody> </table>	保安物件	設備距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	7.0m (0m)	150m	〇〇小学校	第2種保安物件	7.0m (0m)	35m	民 家
	保安物件	設備距離	実測距離	対象物件									
	第1種保安物件	7.0m (0m)	150m	〇〇小学校									
第2種保安物件	7.0m (0m)	35m	民 家										
(注) 設備距離の () 内は障壁設置時の距離を示す。													
(2) 設備距離の不足に対する障壁の必要性 有 ・ 無 ① 材料 <u>-----</u> ② 寸法 (高さ) <u>--- cm</u> (厚さ) <u>--- cm</u> ③ 配筋 <u>-- mm, -- mm 鉄筋</u> 間隔 (縦) <u>-- cm</u> (横) <u>-- cm</u>													
(3) 地盤面下に埋設の必要性 有 ・ 無													
ハ 火気取扱施設距離等	(1) 火気取扱施設の種類 <u>焼却炉</u>												
	(2) 火気取扱施設距離 <u>10.0 m</u>												
	(3) 火気取扱施設距離が5m以上ない場合の障壁……該当しない。 ① 材料 <u>-----</u> (注) 3トン以上の場合8m ② 高さ <u>--- m</u> ③ 迂回水平距離 <u>--- m</u>												
ニ 消火器	(1) 型式 <u>20型 (A5B12C) 6 kg</u>												
	(2) 個数 <u>3 個</u>												
	(3) 設置場所 <u>バルク貯槽横の収納ボックス内に設置する。</u>												
ホ	規則第19条第3号ハ及び第4号から第6号に対応する事項												

第19条 第3号	ハ バルク貯槽は、次の基準に適合するものを設置する。
	<p>(1) 安全弁 バネ式安全弁を設置する。</p> <p>(2) 液面計 フロート式液面計を設置する。 液面計には85%表示を朱書 液面は常時電話回線によりガス供給者で監視</p>

	対 応 事 項
第19条 第3号	<p>(3) 過充てん防止装置 液受入口に過充てん防止装置を設置する。(最高液面85%)</p> <p>(4) カップリング用液流出防止装置付き液取入弁 セーフティカップリングを取り付けた液取入弁を設置する。</p> <p>(5) ガス放出防止器付きガス取出弁 ガス放出防止器を取り付けたガス取出弁を設置する。</p> <p>(6) ガス放出防止器付き液取出弁 ガス放出防止器を取り付けた液取出弁を設置する。</p> <p>(7) 均圧弁用カップリング 均圧弁にセーフティカップリングを設置する。</p> <p>(8) プロテクター (1)～(7)の機器を保護するためプロテクターを設置する。</p> <p>(9) LPガス、火気厳禁の表示 バルク貯槽の外部から見やすい箇所に「LPガス」「火気厳禁」と朱書する。</p> <p>(10) 緊急連絡先の表示 バルク貯槽の外部から見やすい箇所に緊急連絡先を表示する。 緊急連絡先 <u>〇〇液化石油ガス(株)〇〇営業所 電話番号000-000-0000</u></p> <p>(11) 腐食防止措置 バルク貯槽は下地処理後、錆止め20μm以上/回、上塗り15μm以上/回の塗装を2回実施する。</p> <p>(12) 転倒防止等措置</p>
第4号	<p>漏えい試験 バルク貯槽は、ガスの漏えいがないものを設置する。</p>
第5号	<p>ガス漏れ検知器 バルク貯槽のプロテクター内にガス漏れ検知器を設置し、電話回線で常時監視するシステムと接続する。</p>
第6号	<p>バルク貯槽と調整器の間の再液化防止措置 気化装置を使用するため該当しない。</p>

第2号	へ 規則第19条第3号ニ(1)～(5)の基準に対応する事項
第19条 第3号	ニ 地盤面上に設置するバルク貯槽は、次の基準に適合するものとする。 (1) バルク貯槽の基礎 基礎は、平坦なコンクリート盤とし、水平、かつ、地盤面から5cm以上高くする。 (2) 車両接触防止措置 バルク貯槽の周囲は、ガードレール(鉄板)で囲み、車両の接触を防止する。 (3) バルク貯槽の固定 バルク貯槽のサドルは、アンカーボルトで基礎と固定する。

	対 応 事 項
第3号	(4) バルク貯槽の接地 バルク貯槽は、アース棒(10φ×500mm)で大地と電気的に接続する。 (5) 安全弁の放出管 バルク貯槽の安全弁の放出管は、貯槽頂部から10cm以上の高さで、開口部は上向きとし、先端にレインキャップを取り付ける。
第2号	ト 地盤面下に埋設するバルク貯槽……該当しない。 チ 貯蔵能力が3,000kg以上のバルク貯槽……該当しない。
第3号	第18条第4号から第7号まで、第10号及び第19号から第21号に対応する事項
第18条 第4号	バルク貯槽、気化装置、調整器等の選定 一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適應する数量の液化石油ガスを供給しうるものを設置する。 別紙にバルク貯槽、気化装置、調整器及びガスメータの選定根拠を記載
第5号	腐食、割れ等の欠陥 バルブ、受入・払出配管及び供給管は、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。
第6号	腐食防止措置 バルブ、受入・払出配管及び供給管には、腐食を防止する措置を講ずる。
第7号	使用材料 バルブ、受入・払出配管及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものを使用する。 別紙-2にバルブ、受入・払出配管及び供給管等の材料、耐圧性能、腐食防止措置を記載(記載略) 別紙-3にバルク貯槽、気化装置、バルブ等に関する添付書類を記載(記載略)

第10号	漏えい試験 バルブ、受入・払出配管及び供給管は、漏えい試験に合格するものを使用する。
第19号	<p>気化装置に関する基準</p> <p>イ 腐食、割れ等の欠陥 使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。</p> <p>ロ 耐圧試験 <u>2.7 MPa</u></p> <p>ハ 加熱方式 <u>電熱温水加熱式</u></p> <p>ニ 液流出防止方式 <u>温水温度制御方式による液流出防止</u></p> <p>ホ 温水部の凍結防止措置 <u>寒冷地でないため該当しない。</u></p> <p>※ 気化装置のメーカー、型式等</p> <p>(1) メーカー <u>〇〇〇(株)</u></p> <p>(2) 型式 <u>00-0000</u></p> <p>(3) 処理能力 <u>100kg/h</u></p>

対 応 事 項	
第20号	調整器に関する基準
	<p>イ 腐食、割れ等の欠陥、液化石油ガスへの適合性 使用上支障のある腐食、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものを使用する。</p>
	<p>ロ 耐圧試験、気密試験 次の耐圧試験、気密試験に合格するものを使用する。</p> <p>(1) 2段式減圧用2次側のものを除く調整器 耐圧試験 2.6MPa以上 気密試験 1.56MPa以上</p> <p>(2) 2段式減圧用2次側の調整器 耐圧試験 0.8MPa以上 気密試験 0.15MPa以上</p>
	<p>ハ 調整圧力、閉そく圧力（2段式減圧用1次側のものを除く。） 次の調整圧力、閉そく圧力のものを使用する。</p> <p>(1) 生活用の調整器 調整圧力 2.3kPa以上3.3kPa以下 閉そく圧力 3.5kPa以下</p> <p>(2) 生活用以外の調整器 調整圧力、閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものを使用する。</p>
	<p>※ 調整器の種類、メーカー、型式等</p> <p>(1) 種類 <u>2段減圧式分離型</u></p> <p>(2) メーカー <u>〇〇〇〇(株)</u></p> <p>(3) 型式 <u>1次側（気化装置出口） 00-000-0</u> <u>2次側 00-000-0</u> <u>1次側（貯槽気相ライン） 00-000-0</u></p> <p>(4) 容量 <u>1次側（気化装置出口） 100kg/h 1個</u> <u>2次側 100kg/h 2個</u> <u>1次側（貯槽気相ライン） 100kg/h 1個</u></p>

第21号	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置・・・地下室等に供給しない。
第22号	ハ 対震自動ガス遮断器 調整器の1次側と2次側の間の中圧部分に2個設置する。
第4号	供給管に関する基準
	イ 高圧部の耐圧試験 バルク貯槽と調整器（2段式減圧用2次側のものを除く。）の間に設置される管は、2.6MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。
	ロ 中圧部の耐圧試験 2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間に設置される管は、0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。

別 紙

バルク貯槽、気化装置、調整器及びガスメーターの選定根拠

1. 設計条件

- (1) 使用貯槽の種類 バルク貯槽：7,231kg (2,907kg)
- (2) 液化石油ガスの規格 い号 (PP95%以上)
- (3) 最大消費数量 65.8 kg/h

GHP設置台数 20馬力 18台

1台当たり消費量 51.2kW

最大消費数量=51.2×18=921.6kW=921.6÷14=65.8kg/h

(kWからkg/hへの換算値：1/14)

2. ローリ充てん周期

$$\frac{\text{貯槽貯蔵量} \times 2/3}{\text{最大消費数量} \times \text{平均稼働時間}} = \frac{2,907 \times 2/3}{65.8 \times 5} = 5.9 \text{ 日}$$

3. 気化装置の選定

気化装置容量：最大消費数量×1.2=65.8kg/h×1.2=79.0kg/h 100kg/h 採用

4. 調整器容量の計算

調整器容量：最大消費数量×1.5=65.8kg/h×1.5=98.7kg/h 100kg/h採用

5. ガスメーター容量の計算

メーター容量：最大消費数量×1.2=65.8kg/h×0.482×1.2=38.1m³/h 40m³/h採用
(kg/hからm³/hへの換算値：0.482)

21	貯蔵施設等変更許可申請
根拠法令	法第3条、第37条の2、規則第4条
対象	1. 許可を受けた液化石油ガス販売事業者が、貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき 2. 特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとするとき
時期	変更しようとするとき
添付書類及び記載要領	○『20 貯蔵施設等設置許可申請書』を準用
審査基準	○『20 貯蔵施設等設置許可申請書』を準用
留意事項	<p>○規則第56条第2項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備の設置の変更許可の申請をする場合の意見書の添付は、当該設置の許可の申請をもってされたものとみなす。</p> <p>※消防危第39号（平成9年3月31日）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の改正に伴う消防行政上の取扱いについて（通知）に基づき、下記の3点について確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備等が消防法令の規定に適合しているかどうか。 ・火災予防条例の規定に適合しているかどうか。 ・その他火災予防上の観点から特段、問題となる事項はないか。 <p>○本申請の対象は、「貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更」する場合であり、貯蔵施設の変更事項で、警戒標の付けかえや、同一材料での屋根のふきかえは含まれない。</p> <p>○本申請の対象は、「特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更」する場合であり、特定供給設備の変更事項で、同一材料での屋根のふきかえや、同一製造事業者による同一型式の調整器、気化装置等の交換は含まれない。</p> <p>○貯蔵施設の撤去、経済産業省令で定める軽微な変更の場合は、本許可申請の対象ではないので、注意すること。</p>

22	貯蔵施設等完成検査申請
根拠法令	法第 37 条の 3、規則第 59 条
対象	貯蔵施設又は特定供給設備の設置又は変更の工事が完成したとき
時期	完成検査を実施しようとする前まで
添付書類 及び記載要領	<p>【貯蔵施設の場合】</p> <p>○工事写真（完成検査時に確認できない部分）</p> <p>【特定供給設備の場合】</p> <p>○特定設備検査合格証</p> <p>○高圧ガス設備試験成績証明書</p> <p>○認定試験者試験等成績書</p> <p>○材料証明書</p> <p>○集合装置、供給管が耐圧試験に合格するものであることを証する書面</p> <p>○気化装置が耐圧試験に合格するものであることを証する書面</p> <p>○調整器が耐圧試験・気密試験に合格するものであることを証する書面</p> <p>○バルク容器又はバルク貯槽のプロテクター内に設けたガス漏れ検知器の漏れ警報を常時監視するシステムの作動試験記録（完成検査前に実施している場合）</p> <p>○漏れ試験の記録（完成検査前に実施している場合）</p> <p>○工事写真（完成検査時に確認できない部分）</p> <p>※上記の添付書類については、完成検査時に確認することでも良いものとする。</p>
審査基準	<p>○貯蔵施設→規則第 62 条別表第 1 に適合していること。</p> <p>○特定供給設備（バルクを除く。）：規則第 62 条別表第 2 に適合していること。</p> <p>○特定供給設備（バルクに限る。）：規則第 62 条別表第 3 に適合していること。</p>
留意事項	○第三者が所有している貯蔵施設又は特定供給設備を譲り受けた場合であつて、当該貯蔵施設又は特定供給設備に何の変更も加えないときは、新たに完成検査を受ける必要はない。

23	貯蔵施設等変更届
根拠法令	法第 37 条の 2 第 2 項、規則第 58 条
対象	<ul style="list-style-type: none"> ○貯蔵施設の撤去 (法第 37 条の 2 第 2 項) ○貯蔵施設又は特定供給設備の消火設備の変更 (規則第 57 条第 1 項第 1 号) ○貯蔵施設又は特定供給設備に係る換気孔の増設 (規則第 57 条第 1 項第 2 号) ○特定供給設備の廃止 (規則第 57 条第 1 項第 3 号)
時期	遅滞なく
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ○変更部分の内容が分かる資料 ・消火設備の変更の場合、消火能力を証する書面等 ・換気孔の増設の場合、換気孔の位置、構造図 ○貯蔵施設等の廃止後の写真等 (必要に応じて)
留意事項	<p>○廃止の場合、貯蔵施設等に液化石油ガスの存置等がないか、かつ、警戒標等が撤去されているか等を確認すること。</p> <p>※液化石油ガスを存置する場合は、高圧ガス保安法の貯蔵の基準を遵守するよう指導すること。</p> <p>○貯蔵施設で、許可が不要となる変更 (最大貯蔵予定量が容器: 3,000kg 未満、貯槽: 1,000kg 未満になるなど) や、法第 11 条ただし書きにより貯蔵施設を持たないこととした場合は、販売所等変更届の提出となる。</p>

24	貯蔵施設等完成検査受検届
根拠法令	法第 37 条の 3、規則第 60 条
対象	設置又は変更の許可を受けた液化石油ガス販売事業者が、本市に完成検査申請を行わず、協会又は指定完成検査機関による完成検査を受検したとき
時期	完成検査受検後遅滞なく
添付書類	○完成検査の資料 (必要に応じて)
留意事項	貯蔵施設等 (変更) 許可申請が提出されているものであるかを確認すること。

25	貯蔵施設等完成検査結果報告
根拠法令	法第 37 条の 3、規則第 61 条
対象	協会又は指定完成検査機関が法第 37 条の 3 のただし書きの完成検査を行ったとき
時期	遅滞なく
添付書類	○貯蔵施設等完成検査証の写し ○完成検査の記録

充てん設備

26	充てん設備許可申請
根拠法令	法第 37 条の 4 第 1 項、規則第 63 条
対象	充てん設備の許可を受けようとするもの
時期	充てん設備を使用する前
添付書類 及び記載要領	<p>○充てん計画書※充てん設備の構造並びに設備及び装置に関する事項を記載した書面（記載例 21）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器一覧表及び機器の図面 ・フローシート又は配管図 ・強度計算書又は 4 倍加圧試験の記録等強度確認のための書類 <p>※容器とその付属品、認定品、高圧ガス設備試験品を除く</p> <p>○充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況を示す図面（記載例 22）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の保安物件との位置関係 ・車庫の場合、構造図
審査基準	<p>○提出書類に虚偽の記載又は重要な記載漏れがないこと。</p> <p>○規則第 64 条の技術上の基準に適合していること。</p>
留意事項	<p>○充てん設備は、1 台ごとに許可が必要となり、高圧法の移動式製造設備の許可と異なるので注意すること。</p> <p>○両方の許可を受ける場合はそれぞれ別々の申請とし、手数料はおのおの徴収する。</p> <p>○許可対象の充てん設備は、新規に製作された場合のほか、第三者が所有している充てん設備を譲り受けた場合も許可の対象となる。</p>

記載例21（充てん設備）

充 て ん 計 画 書

1. 充てんする液化石油ガスの成分

プロパンを主成分とする液化石油ガス（プロパン95～97%・その他はプロピレン・ブタン等）

2. 充てんの目的

充てん設備（新バルクローリ）を設置し、一般消費者等の消費先にバルク供給方式による液化石油ガスの供給を行うことを目的とする。

3. 充てんの方法

当社の2次基地から充てん設備に液化石油ガスを受け入れ、消費先のバルク貯槽、バルク容器等に充てん設備から液化石油ガスを直接充てんする。

4. 貯蔵能力

事業所貯蔵能力一覧表

車両番号	〇〇800 あ11-11		第1種製造施設 総計	合 計
型 式	新バルクローリ			
容器番号	〇〇〇〇			
貯蔵容量(●)	5,373ℓ			
公称重量(t)	2.3 t			
充てん定数	2.33			
法定最大貯蔵量(t)	2.30 t			2.30 t

貯蔵能力計算式

$$G = V / C \quad V : \text{容器の内容積の数値} (\ell)$$

$$\text{〇〇800あ11-11} \quad C : \text{充てん定数} (2.33)$$

$$G = 5,373 \ell / 2.33 = 2,306 \text{ kg} \div 2.30 \text{ t}$$

(注) 事業所の全車両の貯蔵能力及び第1種製造施設（定置式製造施設）の総計を記載

（充てん設備の増設の場合は、増設の前後の貯蔵量がわかるようにする。）

5. 充てん設備の概要

No.	設 備	型 式	能 力	設計圧力	耐圧試験 圧 力	気密試験 圧 力	メーカ
1	容 器	横置円筒型	2,300kg	2.1MPa	3.5MPa	2.1MPa	〇〇〇〇(株)
2	液送ポンプ	000-0000	135・/min	2.1MPa	3.5MPa	2.1MPa	〇〇〇〇(株)
3	流量計	00-00-00	75kg/min	2.1MPa	3.5MPa	2.1MPa	〇〇〇〇(株)
4	振動検知器	ハイブロスリッチ	----	----	----	----	〇〇〇〇(株)
5	ガス検知器	00-00-00	1点式	----	----	----	〇〇〇〇(株)

6. 各規則対応事項

該当する規則に対する対応事項を記載する。（別紙－1）

- (1) 液石法施行規則第64条第1項（充てん設備の技術上の基準）及びバルク供給・充てん設備告示に対応する事項）
- (2) 液石法施行規則第72条（液化石油ガスの充てん作業の技術上の基準）に対応する事項
- (3) 液化石油ガス保安規則第48条（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）に対応する事項

7. 充てん作業者講習修了者名簿

整理番号	氏名	資格取得年月日	修了証番号	備考
1	〇〇 〇〇	元号〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇第〇〇号	
2	□□ □□	元号□□年□□月□□日	□□□第□□号	
3				
4				

(注) 充てん作業者講習修了証の写し（再講習の受講記録を含む。）を添付すること。

別紙－1 各規則対応事項

別紙－2 充てん設備の設備、装置等に関する添付書類
（設備、装置等の強度計算書及び図面等を添付）

別紙－3 機器一覧表（記載 略）

別紙－1 各規則対応事項

(1) 液石法施行規則第64条第1項(充てん設備の技術上の基準)及びバルク供給・充てん設備告示に対応する事項

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第1号	貯蔵設備は、容器であること。	—	---	・容器検査合格品の容器を使用します。
第2号	液化石油ガスの通る部分（容器及び高压ガス保安法第49条の2第1項の附属品を除く。以下この条において同じ。）は、告示で定めるところにより行う耐圧試験に合格するものであること。	第17条	（液化石油ガスの通る部分の耐圧試験） 規則第64条第1項第2号の液化石油ガスの通る部分の耐圧試験は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。ただし、高压ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該耐圧試験に合格したものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> ・高压ガス設備品及び認定品は当該成績書によります。 ・ホースリール、充てんホース、均圧ホース、スイベルジョイント、フレキシブルホースは、それぞれ製造業者が実施した旨を証明する耐圧試験成績書を提出します。 ・液化石油ガスの通る部分の耐圧試験は、常用の圧力の1.5倍以上の水圧により行い、異常がないことを確認します。 設計圧力：2.1MPa 耐圧試験圧力：3.5MPa
		第1号	常用の圧力の1.5倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行い、膨らみ、伸び、漏れい等の異常がないことを確認すること。	
		第2号	当該設備がぜい性破壊を起こすおそれのない温度において行うこと。	
第3号	液化石油ガスの通る部分は、告示で定めるところにより行う気密試験に合格するものであること。	第18条	（液化石油ガスの通る部分の気密試験） 規則第64条第1項第3号の液化石油ガスの通る部分の気密試験は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。ただし、高压ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該気密試験に合格したものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> ・高压ガス設備品及び認定品は当該成績書によります。 ・ホースリール、充てんホース、均圧ホース、スイベルジョイント、フレキシブルホースは、それぞれ製造業者が実施した旨を証明する気密試験成績書を提出します。 ・液化石油ガスの通る部分の気密試験は、常用の圧力以上の圧力で、窒素ガス（空気）を使用して行い、圧力を10分間以上保持して漏れいがないことを完成検査時に確認します。 気密試験圧力：2.1MPa
		第1号	常用の圧力以上の圧力で空気その他の危険性のない気体を使用して行い、規定圧力を10分間以上保持し、漏れいがないことを確認すること。	
		第2号	当該設備がぜい性破壊を起こすおそれのない温度において行うこと。	
第3号	検査の状況によって危険がないと判断される場合は、当該液化石油ガスの通る部分によって貯蔵又は処理されるガスを使用して気密試験を行うことができる。この場合において、圧力は、異常のないことを確認しながら段階的に昇圧することとする。			
第4号	液化石油ガスの通る部分は、告示で定める肉厚を有するものであること。	第19条	（液化石油ガスの通る部分の肉厚） 規則第64条第1項第4号の液化石油ガスの通る部分の肉厚は、次に定めるところにより算定するものとする。ただし、高压ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該肉厚を有するものとみなす。	・高压ガス設備品及び認定品は十分な強度を有するものを使用します。

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充電設備告示		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第4号		第1号	液化石油ガスの通る部分の肉厚の算定については、特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号）第12条及び第14条の規定を準用する。この場合において、「設計圧力」とあるのは「常用の圧力」と読み替えるものとする。	・高圧ガス設備品及び認定品以外のホースリール、安全継手、スィベルジョイント、フレキシブルホースは、それぞれ肉厚算定の強度計算書を添付します。
		第2号	前号の算定方法が適用できないものにあつては、次のいずれかの方法によりその強度を確認することをもって肉厚の算定に代えることができる。	・充電ホース、均圧ホース、フレキシブルホースについては、型式ごとに、常用の圧力の4倍の耐圧試験に合格した旨の成績書を提出します。
		イ 型式ごとに水圧による加圧試験を行い、常用の圧力の4倍の圧力に、常用の温度における材料の許容引張応力に対する加圧試験の温度における材料の許容引張応力の比を乗じて得られる値以上の圧力で破壊を生じないものであること。		
ロ 型式ごとに抵抗線ひずみ計による応力の測定を行い、常用の圧力において生ずる応力（穴、ねじ谷等に生じる局部応力を除く。）が、常用の温度における材料の許容引張応力以下であること。				
第5号	充電のためのポンプ又は圧縮機の起動及び停止を行うスイッチは、遠隔操作ができるものであること。	—	---	・軸シールのない構造のポンプを使用し、遠隔操作で起動及び停止ができます。
第6号	充電のためのポンプ又は圧縮機を駆動させる発電機は、火花を発生しない構造であること。	—	---	・発電機は設置しません。
第7号	充電ホースは、日本産業規格K6347（1995）に規定される鋼線編組式ホースとすること。	—	---	・充電ホースは、規則で定める鋼線編組式ホースを使用します。
第8号	充電ホースには、告示で定めるところにより、安全継手を設けること。	第20条	（安全継手の設置等） 規則第64条第1項第8号及び第10号の安全継手は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・充電ホースには、安全継手を設けます。
		第1号	安全継手は、充電設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	・安全継手は、液化石油ガスに侵されない材料を使用します。
		第2号	安全継手は、引張試験を行い、当該安全継手の内圧力を0パスカルとして、530ニュートンの引張荷重を加えたときに自動的に分離し、かつ、瞬時に液化石油ガスを遮断するものであること。	・安全継手は、引張試験を行い、告示の基準に合格するものを使用します。

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示		対 応 事 項
号	規 定 事 項	条・号	規 定 事 項	――
第8号		第3号	安全継手は、充てんホース及び均圧ホースの先端から60センチメートル以内の位置に設けること。	・安全継手は、充てんホースの先端から60cm以内の位置に設けます。
第9号	充てんホースには、告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を設けること。	第21条	(カップリング用液流出防止装置の設置等) 規則第64条第1項第9号のカップリング用液流出防止装置は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・充てんホースには、カップリング用液流出防止装置を設けます。 (呼び径 : 3/4B) ・カップリング用液流出防止装置は、告示の基準による各試験に合格したものを設置します。
		第1号	カップリング用液流出防止装置は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	
		第2号	カップリング用液流出防止装置は、容易に切り離すことができるものであること。	
		第3号	カップリング用液流出防止装置は、型式ごとに作動試験を行い、1万回以上の接続及び切離しに耐えるものであること。	
		第4号	カップリング用液流出防止装置は、型式ごとに着脱漏れ試験を行い、接続及び切離しを10回繰り返したときの液化石油ガスの漏れの総量が、液体状態に換算して50立方センチメートル以下であること。	
		第5号	カップリング用液流出防止装置は、型式ごとにキャップを装着して、バルブを閉止し、1メートルの高さからコンクリート面に自然落下させたときに、漏れがなく、かつ、着脱性能に影響を生じないものであること。	
		第6号	カップリング用液流出防止装置は、使用中及び輸送中に加えられる振動に耐えるものであること。	
		第7号	カップリング用液流出防止装置の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。 イ 製造事業者の名称又は記号 ロ 製造番号 ハ 製造年月 ニ 呼び径	
第10号	均圧ホースを取り付ける場合にあっては、当該均圧ホースは、日本産業規格K6347(1995)に規定される鋼線編組式ホースとし、かつ、告示で定めるところにより、安全継手及び脱着用のカップリングを設けること。	第20条	(安全継手の設置等) 規則第64条第1項第8号及び第10号の安全継手は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・均圧ホースは、規則で定める鋼線編組式ホースを使用します。 ・均圧ホースには、安全継手及び脱着用のカップリングを設けます。 ・安全継手は、液化石油ガスに侵されない材料を使用します。
		第1号	安全継手は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第10号		第2号	安全継手は、引張試験を行い、当該安全継手の内圧力を0パスカルとして、530ニュートンの引張荷重を加えたときに自動的に分離し、かつ、瞬時に液化石油ガスを遮断するものであること。	・安全継手は、引張試験を行い、告示の基準に合格するものを使用します。
		第3号	安全継手は、充てんホース及び均圧ホースの先端から60センチメートル以内の位置に設けること。	・安全継手は、均圧ホースの先端から60cm以内の位置に設けます。
		第22条	(カップリングの設置等) 規則第64条第1項第10号のカップリングは、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・均圧ホースには、脱着用カップリングを設けます。 (呼び径：3/8B)
		第1号	カップリングは、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	・カップリングは、告示の基準による各試験に合格したものを設置します。
		第2号	カップリングは、容易に切り離すことができるものであること。	
		第3号	カップリングは、型式ごとに作動試験を行い、1万回以上の接続及び切離しに耐えるものであること。	
		第4号	カップリングは、型式ごとに着脱漏れ試験を行い、接続及び切離しを10回繰り返したときの液化石油ガスの漏れの総量が、気体状態で12リットル以下であること。	
		第5号	カップリングは、型式ごとに1メートルの高さからコンクリート面に自然落下させたときに、漏れがなく、かつ、着脱性能に影響を生じないものであること。	
		第6号	カップリングは、使用中及び輸送中に加えられる振動に耐えるものであること。	
第7号	カップリングの見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。 イ 製造事業者の名称又は記号 ロ 製造番号 ハ 製造年月 ニ 呼び径			
第11号	容器に取り付けられた配管（液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるもの）に限り、かつ、容器と配管との接続部を含む。）には、緊急遮断装置を設けること。ただし、容器に緊急遮断装置が設けられている場合はこの限りでない。	—	---	・容器には、緊急遮断装置を設けます。（内装式）

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対 応 事 項
号	規 定 事 項	条・号	規 定 事 項	---
第12号	前号の規定により設けられた緊急遮断装置（容器に設けられた緊急遮断装置を含む。）は、液封による配管又は充てんホースの破損を防止する機能を有する構造であること。ただし、液封が生じるおそれのある配管又は充てんホースに逃がし弁等を設置した場合は、この限りでない。	—	---	<ul style="list-style-type: none"> 緊急遮断弁は弁体が容器内圧力により閉止する構造であり、配管内の圧力が容器内圧力よりも高くなれば弁体が開き、液封が発生しません。
第13号	容器には、告示で定めるところにより、液面計を設けること。	第23条	（液面計の設置等） 規則第64条第1項第13号の液面計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 容器には、フロート式液面計を設けます。
		第1号	液面計は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 液面計は、液化石油ガスに侵されない材料を使用します。
		第2号	液面計は、耐圧部分にガラス若しくは合成樹脂を使用したもの又は液化石油ガスを放出しながら液面を測定するもの以外であること。	<ul style="list-style-type: none"> 耐圧部分にガラス、合成樹脂は使用しません。 フロート式液面計を使用します。
		第3号	液面計は、日本工業規格D1601(1990)自動車部品振動試験に合格するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 液面計は、告示で定める自動車部品振動試験に合格したものを使用します。
第14号	容器には、告示で定めるところにより、温度計を設けること。	第24条	（温度計の設置等） 規則第64条第1項第14号の温度計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 容器には、液相部の温度を検知できる温度計を設けます。
		第1号	温度計は、液化石油ガスの液相部の温度を検知できるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 温度計は、容器底部に感温部差込座を設けて、液相部の温度を検知できるように設置します。
		第2号	温度計の測定範囲は、当該液化石油ガスの温度を適切に測定できるものであり、かつ、最高目盛と最低目盛の範囲が100度であること。	<ul style="list-style-type: none"> 温度計の測定目盛範囲は、-30～70℃のものを使用します。
第15号	告示で定めるところにより、圧力計を設けること。	第25条	（圧力計の設置等） 規則第64条第1項第15号の圧力計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 充てん設備には、設備の適切な区分ごとに圧力計を設けます。
		第1号	圧力計は、液化石油ガスの通る部分のうち常用の圧力を相当程度異にし、又は異にするおそれのある区分ごとに設けること。	<ul style="list-style-type: none"> 圧力計は、液化石油ガスの通る部分の圧力の区分ごとに設けます。
		第2号	圧力計は、日本工業規格B7505(1994)ブルドン管圧力計又はこれと同等以上の性能を有するものであり、かつ、測定範囲が当該区分の常用の圧力を適切に測定できるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 圧力計は、告示で定めるブルドン管圧力計を設置します。 圧力計の測定目盛範囲は、0～3.5MPaのものを使用します。

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充電設備告示		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第16号	告示で定めるところにより、誤発進防止装置を設けること。	第26条	(誤発進防止装置の設置等) 規則第64条第1項第16号の誤発進防止装置は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・充電設備には、誤発進防止装置を設けます。
		第1号	充電ホースを充電ホース受け金具から取り外している間、当該車両の全輪にブレーキが作動するもの又は当該車両が発進できない機能を有するものであること。	・充電ホースの先端のカップリング用受け金具にリミットスイッチを設け、ホースを受け金具から外している間、スイッチが作動して全輪にブレーキが作動します。
		第2号	充電作業終了後、充電ホースを完全に格納し、操作箱を閉じなければ前号の機能が解除されないものであること。	・操作箱の扉にリミットスイッチを設け、扉を閉じないとスイッチが作動せず、車両が発進できない構造です。
第17号	告示で定めるところにより、緊急停止スイッチを設けること。	第27条	(緊急停止スイッチの設置等) 規則第64条第1項第17号の緊急停止スイッチは、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・充電設備には、緊急停止スイッチを設けます。
		第1号	充電設備の操作箱から離れた位置であって充電設備に固定したものと及び遠隔操作ができるものであって携帯式のものを設置すること。	・緊急停止スイッチは、車両後部に設置する固定式のもの、遠隔操作のできる携帯式の無線機に設けます。
		第2号	緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプ又は圧縮機の停止及び発電機を使用しているものにあつては発電機の停止を同時に行うものであること。	・緊急停止を行うと、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプの停止を同時に行います。
		第3号	警報を発するもの又は表示するものであること。	・緊急停止を行うと同時に運転室内の警報ブザーが作動します。
第18号	充電作業中に、次に掲げる異常を検知した場合に、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプ又は圧縮機の停止及び発電機を使用しているものにあつては発電機の停止を同時に行う機能を有し、かつ、その場合に警報を発し又は表示する装置を設けること。 イ 容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブその他主要な付属品が収納されている操作箱（以下この号において「操作箱」という。）内に設置された設備であつて告示で定める機能を有するものによりガス漏れを検知した場合	—	---	・充電作業中に次に掲げる異常を検知した場合は、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止を同時に行うとともに運転室内の警報ブザーが作動します。 イ、操作箱内のガス漏れを検知した場合 ロ、自動車の衝突等異常な衝撃を検知した場合 ハ、充電中に操作箱の扉が開いた場合
		第28条	(ガス漏れ検知設備の設置等) 規則第64条第1項第18号イの設備は、操作箱内のガス漏れを検知し警報を発するもの（以下「検知警報設備」という。）であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。	・ガス漏れ検知器は、接触燃焼方式のものを使用します。 ・ガス漏れ検知器の機能及び構造は、告示の基準に適合するものを使用します。
		第1号	次に掲げる機能及び構造を有すること イ 接触燃焼方式、半導体方式その他の方法によって検知エレメントの変化を電氣的機構により伝達し、あらかじめ設定された液化石油ガス濃度（以下「警報設定値」という。）において自動的に警報を発するものであること。	

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充電設備告示		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第18号		第1号	<p>ロ 警報設定値は、設置場所の周囲の温度において、爆発下限界の4分の1以下の値であること。</p> <p>ハ 警報精度は、警報設定値に対しプラスマイナス25パーセント以下のものであること。</p> <p>ニ 検知から発信に至るまでの遅れは警報設定値の1.6倍の濃度において通常30秒以内であること。</p> <p>ホ 電源の電圧等が10パーセント変動した場合であっても、警報精度が低下しないものであること。</p> <p>ヘ 警報を発した後は、液化石油ガス濃度が低下しても警報を発信し続けその確認又は対策を講ずることにより警報が停止するものであること。</p> <p>ト 十分な強度及び耐久性を有するものであること。</p> <p>チ 液化石油ガスに接触する部分は、耐しよく性の材料又は十分な防しよく処理を施した材料を用いたものであること。</p> <p>リ 防爆性については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第44条による検定に合格したものであること</p> <p>ヌ 検出端部の受信回路は、他の検出端部の受信回路が作動している場合であっても、当該検知警報設備が作動すべき場合には警報を発することができるものであることとし、かつ検知部分が識別できるものであること。</p> <p>ル 受信回路は、作動状態にあることが容易に識別できるものであること</p> <p>ヲ 警報は、ランプが点灯又は点滅をするものであること。</p> <p>ワ 日本工業規格D1601（1990）自動車部品振動試験に合格するものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス漏れ検知器の機能及び構造は、告示の基準に適合するものを使用します。
		第2号	<p>次に掲げる基準により設置するものとする。</p> <p>イ 検出端部は、充電設備の操作箱内に1個以上設置すること。</p> <p>ロ 検出端部を設置する高さは、液化石油ガスの比重、周囲の状況、操作箱の高さ等の条件に応じて適切に定めること。</p> <p>ハ 警報を発する場所及びランプが点灯又は点滅する場所は、車両の運転室内とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス漏れ検知器は、操作箱内の底部に1個設置します。 ・ガス漏れ検知器が作動すると、車両の運転席内タッチパネルに異常を点灯表示します。

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示		対応事項							
号	規定事項	条・号	規定事項	---							
第18号	1 ₄ 以上 1 ₂ 未満 1 ₄ 以上	第29条	(衝撃を検知する機器の設置等) 規則第64条第1項第18号口の機器は、感震器又は振動検知器とし、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならぬものとする。	・衝撃を検知する機器は、振動検知器とし、車両後部に設置します。							
		第1号	感震器は、150ガル以上の水平震動加速度を検知したときに作動するものであること。	・感震器は設置しません。							
		第2号	振動検知器は、100メートル毎秒毎秒以上の振動加速度を検知したときに作動するものであること。	・振動検知器は、99m/s ² の振動加速度を検知して作動するものを使用します。							
		第3号	感震器又は振動検知器は、充てん設備の操作箱内又は車両後部に1個以上設置すること。	・振動検知器は、車両後部に1個設置します。							
		第4号	感震器又は振動検知器を充てん設備の操作箱内に設置する場合の防爆性については、労働安全衛生法第44条による検定に合格したものであること。	・振動検知器は、操作箱内に設置しません。							
		第5号	感震器又は振動検知器は、日本工業規格D1601(1990)自動車部品振動試験に合格するものであること。	・振動検知器は、告示で定める自動車部品振動試験に合格したものを使用します。							
	ハ 充てん中に操作箱の扉が開いた場合	---	---	・操作箱の扉にリミットスイッチを設け、充てん中に操作箱の扉が開いた場合は、リミットスイッチが作動して、異常を検知します。							
第19号	充てん設備の使用の本拠の所在地は、第14条(第4号及び第6号を除く。)の基準に適合すること。この場合において、「貯蔵施設」とあるのは「充てん設備の使用の本拠の所在地」と読み替えるものとする。	液石法施行規則第14条(貯蔵施設の技術上の基準)		対応事項							
		第1号	貯蔵施設は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。	・貯蔵施設(充てん設備の使用の本拠地の所在地)は、明示し、警戒標を掲げます。 (1) 掲示位置 貯蔵施設入口及び側面 (2) 表示内容 ① LPガス容器置場 ② 燃 ③ 火気厳禁 ④ 無断立入禁止 ②～③は赤色文字							
		第2号	貯蔵施設(次の表に掲げるものを除く。)は、その外面から、第1種保安物件に対し第1種施設距離以上、第2種保安物件に対し第2種施設距離以上の距離を有すること。	・第1種及び第2種保安物件に対し、それぞれの施設距離以上の距離を確保します。							
			<table border="1"> <tr> <td>貯蔵施設の区分</td> <td>貯蔵施設の外面から最も近い第1種保安物件までの距離</td> <td>貯蔵施設の外面から最も近い第2種保安物件までの距離</td> </tr> <tr> <td>貯蔵施設(イ)</td> <td>1₁以上</td> <td>1₄以上 1₂未満</td> </tr> <tr> <td>貯蔵施設(ロ)</td> <td>1₃以上 1₁未満</td> <td>1₄以上</td> </tr> </table>	貯蔵施設の区分	貯蔵施設の外面から最も近い第1種保安物件までの距離	貯蔵施設の外面から最も近い第2種保安物件までの距離	貯蔵施設(イ)	1 ₁ 以上	1 ₄ 以上 1 ₂ 未満	貯蔵施設(ロ)	1 ₃ 以上 1 ₁ 未満
貯蔵施設の区分	貯蔵施設の外面から最も近い第1種保安物件までの距離	貯蔵施設の外面から最も近い第2種保安物件までの距離									
貯蔵施設(イ)	1 ₁ 以上	1 ₄ 以上 1 ₂ 未満									
貯蔵施設(ロ)	1 ₃ 以上 1 ₁ 未満	1 ₄ 以上									
	備考 1 ₁ 、1 ₂ 、1 ₃ 及び1 ₄ は、それぞれ第1条第2項第8号に規定する1 ₁ 、1 ₂ 、1 ₃ 及び1 ₄ を表すものとする。										

液石法施行規則第64条第1項		液石法施行規則第14条(貯蔵施設の技術上の基準)		対 応 事 項																																
号	規 定 事 項		規 定 事 項	---																																
第19号		第2号	液石法施行規則第1条第2項第8号の表 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">x</td> <td style="text-align: center;">x < 8</td> <td style="text-align: center;">8 ≤ x < 25</td> <td style="text-align: center;">25 ≤ x</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">9√2</td> <td style="text-align: center;">4.5√x</td> <td style="text-align: center;">22.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1₂</td> <td style="text-align: center;">6√2</td> <td style="text-align: center;">3√x</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1₃</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">2.25√x</td> <td style="text-align: center;">11.25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1₄</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1.5√x</td> <td style="text-align: center;">7.5</td> </tr> </table> <p>(x は、貯蔵施設の面積を (単位 m²) を表す。)</p> <p>(1) 貯蔵施設面積 : 27m² (3m × 9m)</p> <p>(2) 施設距離</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第1種施設距離</td> <td style="text-align: center;">第2種施設距離</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法定距離</td> <td style="text-align: center;">22.5m (11.25m)</td> <td style="text-align: center;">15m (7.5m)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実測距離</td> <td style="text-align: center;">500m</td> <td style="text-align: center;">450m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象物件</td> <td style="text-align: center;">〇〇小学校</td> <td style="text-align: center;">民 家</td> </tr> </table> <p>法定距離の () 内は障壁設置時の距離を示す。</p>	x	x < 8	8 ≤ x < 25	25 ≤ x	1	9√2	4.5√x	22.5	1 ₂	6√2	3√x	15	1 ₃	0	2.25√x	11.25	1 ₄	0	1.5√x	7.5		第1種施設距離	第2種施設距離	法定距離	22.5m (11.25m)	15m (7.5m)	実測距離	500m	450m	対象物件	〇〇小学校	民 家	
		x	x < 8	8 ≤ x < 25	25 ≤ x																															
		1	9√2	4.5√x	22.5																															
1 ₂	6√2	3√x	15																																	
1 ₃	0	2.25√x	11.25																																	
1 ₄	0	1.5√x	7.5																																	
	第1種施設距離	第2種施設距離																																		
法定距離	22.5m (11.25m)	15m (7.5m)																																		
実測距離	500m	450m																																		
対象物件	〇〇小学校	民 家																																		
第3号	前号の表に掲げる貯蔵施設(イ)及び(ロ)には、第1種施設距離内にある第1種保安物件又は第2種施設距離内にある第2種保安物件に対し厚さ12センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。		<ul style="list-style-type: none"> 障壁の構造 障壁は設置しません。 																																	
第5号	貯蔵施設は、液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。		<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵施設は、建屋を設置しないため滞留しません。 																																	

(2) 液石法施行規則第72条（液化石油ガスの充てん作業の技術上の基準）に対応する事項

① 第1号の基準に対応する事項（第64条第1項の充てん設備によりバルク容器又はバルク貯槽に充てんする場合）

号	規定事項	対応事項
第1号	イ 液化石油ガスを最初に充てんする場合は、バルク容器又はバルク貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないように措置されていること並びにバルク容器又はバルク貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> 液化石油ガスを最初に充てんする場合は、バルク容器又はバルク貯槽（以下、「バルク貯槽等」といいます。）のメーカより提出された次の試験成績書等を確認し、充てんを実施します。 ① バルク貯槽等の不活性ガス置換及び気密試験 ② 液面計作動試験 ③ 過充てん防止装置作動試験
	ロ 充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外側から第1種保安物件に対し1.5メートル以上、第2種保安物件に対し1メートル以上の距離があることを確認すること。ただし、第19条第3号ロの構造壁若しくはこれと同等以上の性能を有する壁を設けた場合等においては、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> 充てんするときは、充てん設備（充てん口を含む。）の外側から保安物件に対し、規定の距離があることを確認します。 第1種保安物件：1.5m以上 第2種保安物件：1.0m以上 距離が不足する場合は、構造壁等を設置します。
	ハ 充てんするときは、あらかじめ、充てん設備とバルク容器又はバルク貯槽との接続部分において液化石油ガスの漏えいがないことを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> 充てん開始前に、充てん設備とバルク貯槽等との接続部分に液化石油ガスの漏えいがないことを、石けん水・漏えい検知器等で確認します。
	ニ 充てんホースの上を車両が通過しないようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> 車両が通過するおそれのある場合は、充てんホース保護用鋼板の設置又は迂回標示を設置します。
	ホ 充てん作業中は、充てん設備の周囲から見やすい場所に、充てん作業中及び火気厳禁の標識を掲げること。	<ul style="list-style-type: none"> 充てん作業中は、充てん設備の車両の前後に「充てん作業中」、「火気厳禁」の警戒標識を掲げます。
	ヘ 充てん作業中は、駐車ブレーキをかけ、非常点滅表示灯を点灯すること。	<ul style="list-style-type: none"> 充てん作業中は、駐車ブレーキをかけ、非常点滅表示灯を点灯します。
	ト 充てん作業中は、車止めを設けること等により車両を固定すること。	<ul style="list-style-type: none"> 充てん作業中は、車両に搭載している車止めにて車両を固定します。（タイヤの前後に設置します。）
	チ 充てん作業中は、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量がバルク容器又はバルク貯槽の内容積の85パーセント（地盤面下に埋設されたバルク貯槽であって、内容積が2,000リットル以上のものにあつては90パーセント）を超えないようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> 充てん作業中は、バルク貯槽等の液面計を常時監視し、充てんした液化石油ガスの容量がバルク貯槽等の内容積の85%（地下埋設バルク貯槽で内容積2,000リットル以上の場合には90%）を超えないようにします。
	リ 充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置及びバルク容器又はバルク貯槽のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置及びバルク貯槽等のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行います。
	ヌ 充てん作業終了後は、カップリング用液流出防止装置から液化石油ガスの漏えいのないことを確認した後、キャップを装着し、ブリーダ弁を閉じること。	<ul style="list-style-type: none"> 充てん作業終了後は、カップリング用液流出防止装置から液化石油ガスの漏えいのないことを、石けん水、検知器等で確認した後、キャップを装着し、ブリーダ弁を閉じます。
	ル バルク容器の液取入バルブ又はバルク貯槽の液取入弁は、液封を防止するため常時開放しておくこと。	<ul style="list-style-type: none"> バルク貯槽等の液取入元弁は、常時開とします。
ヲ 充てんするときは、あらかじめ、バルク容器が基礎に確実に設置され、安全な充てんが可能であることを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> 充てんするときは、バルク容器の基礎等の設置状況を確認し、安全な充てんが可能であることを確認します。 	

号	規定事項	対応事項
第1号	ワ 充てん設備の使用の本拠の所在地は、第16条第7号の基準に適合すること。この場合において、「貯蔵施設」とあるのは「充てん設備の使用の本拠地」と読み替えるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・充てん設備の使用の本拠地の周囲2m以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置けません。 (1) 火気の種類 : 事務所の給湯器 (2) 火気までの距離 : 40m (3) 火気までの距離が2m以内の場合の障壁 : 該当しません。 <p>(注) 障壁が必要な場合は、障壁の構造、図面等を記載・添付すること。</p>
第16条第7号	貯蔵施設の周囲2メートル以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。ただし、貯蔵施設に厚さ9センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けた場合はこの限りでない。	

② 第2号の基準に対応する事項（第64条第1項の充てん設備により容器(バルク容器を除く。)又は貯槽に充てんする場合）

号	規定事項	対応事項
第2号	イ 液化石油ガスを最初に充てんする場合は、容器又は貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないように措置されていること並びに容器又は貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガスを最初に充てんする場合は、容器又は貯槽（以下、「貯槽等」といいます。）のメーカーより提出された次の試験成績書等を確認し、充てんを実施します。 ① 貯槽等の不活性ガス置換及び気密試験 ② 液面計作動試験 ③ 過充てん防止装置作動試験
	ロ 充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外側から第1種保安物件に対し15メートル以上、第2種保安物件に対し10メートル以上の距離があることを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・充てんするときは、充てん設備(充てん口を含む。)の外側から保安物件に対し、規定の距離があることを確認します。 第1種保安物件 : 15m以上 第2種保安物件 : 10m以上
	ハ 内容積1,000リットルを超える容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計又は過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・内容積1,000リットルを超える貯槽等に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける貯槽等に液面計又は過充てん防止装置が設けられていることを確認します。
	ニ 内容積1,000リットル以下の容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・内容積1,000リットル以下の貯槽等に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける貯槽等に液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認します。
	ホ 貯槽に充てんするときは、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量が貯槽の内容積の90パーセントを超えないようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・充てん作業中は、貯槽の液面計を常時監視し、充てんした液化石油ガスの容量が貯槽の内容積の90%を超えないようにします。
	ヘ 充てん設備と容器又は貯槽との接続部分において液化石油ガスの漏えいがないことを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・充てん開始前及び充てん中は、充てん設備と貯槽等との接続部分に液化石油ガスの漏えいがないことを石けん水・漏えい検知器等で確認します。
	ト 充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行います。
	チ 前号ニからトまで及びワの基準に適合すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・前号ニからトまで及びワの基準に適合するように液化石油ガスを充てんします。

③ 第3号の基準に対応する事項（第64条第2項の充てん設備により充てんする場合）

申請に係る充てん設備は、第64条第1項の充てん設備であるため、第3号の基準は該当しません。

④ 第4号及び第5号の基準に対応する事項

号	規定事項	対応事項
第4号	充てんするときは、あらかじめ、充てんのためのポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの有無を点検し、漏えいのあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。ただし、次号に規定する場合並びに当該ポンプ又は圧縮機が軸シール部のない構造のものにあつてはこの限りでない。	・申請に係る充てん設備の液送ポンプは、軸シール部のない構造のものであるため該当しません。
第5号	操作箱内に設置されたガス漏れ検知器等によって、充てんのためのポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの検知が可能な場合は、充てん設備の移動を開始するとき及び移動を終了したときに、当該ポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの有無を点検し、漏えいのあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。ただし、当該ポンプ又は圧縮機が軸シール部のない構造のものにあつては、この限りでない。	・申請に係る充てん設備の液送ポンプは、軸シール部のない構造のものであるため該当しません。

(3) 液化石油ガス保安規則第48条（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準）に対応する事項

号	規 定 事 項	対 応 事 項
第1号	車両にあつては、その見やすい箇所に警戒標を掲げること。	・車両の前後に次の警戒標を掲げます。「高圧ガス」
第2号	充てん容器等（鉄道車両に固定したものを除く。以下この条において同じ。）は、その温度（ガスの温度を計測できる充てん容器等にあつては、ガスの温度）を常に40度以下に保つこと。この場合において、液化ガスの充てん容器等にあつては、温度計又は温度を適切に検知することができる装置を設けること。	・充てん容器等は、その温度を常に40℃以下に保ちます。 ・容器には、液相部の温度を検知できる温度計を設けます。 ・温度計の測定目盛範囲は、-30～70℃のものを使用します。
第3号	液化石油ガスの充てん容器等（国際輸送用タンクコンテナに係るもの及び液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定されたもの（当該車両の燃料の用のみに供するものに限る。）を除く。）にあつては、容器（鉄道車両に固定したものを除く。第8号を除き、以下この条において同じ。）の内部に液面揺動を防止するための防波板を設けること。	・容器の内部に防波板を1枚設置します。
第4号	容器（当該容器の頂部に設けた附属品を含む。）の地盤面からの高さが車両の地盤面からの最大高より高い場合には、高さ検知棒を設けること。	・運転室の上部に高さ検知棒を設けます。 ・高さ検知棒の先端は、容器頂部より10cm以上の位置とします。実測寸法： cm
第5号	液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるバルブ（以下「容器元弁」という。）をその後面に設けた容器（次号において「後部取出し式容器」という。）にあつては、容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブと車両の後バンパの後面との水平距離が40センチメートル以上であること。	・後部取出し式容器ではないため該当しません。
第6号	後部取出し式容器以外の容器にあつては、容器の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が30センチメートル以上となるように当該容器が車両に固定されていること。	・容器後面と車両の後バンパとの水平距離は、30cm以上とします。 ・実測距離： cm
第7号	容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブその他の主要な附属品が突出した容器にあつては、これらの附属品を車両の右側面以外に設けた堅固な操作箱の中に収納すること。この場合において、操作箱と車両の後バンパの後面との水平距離は、20センチメートル以上であること。	・車両左側にステンレス製の操作箱を設置します。 ・操作箱と車両の後バンパの後面との水平距離は、20cm以上とします。
第8号	前3号に掲げるところによるほか、附属品が突出した容器にあつては、これらの附属品の損傷により液化石油ガスが漏えいすることを防止するために必要な措置を講ずること。	・安全弁には、固定式保護枠を設けます。 ・配管等は、操作箱内部に設け、緊急遮断装置を設けます。
第9号	充てん容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。	・容器には、フロート式液面計を設けます。
第10号	容器に設けたバルブ又はコックには、開閉方向及び開閉状態を外部から容易に識別するための措置を講ずること。	・バルブには、開閉表示板を設けます。
第11号	充てん容器等の移動を開始するとき及び移動を終了したときは、液化石油ガスの漏えい等の異常の有無を点検し、異常のあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。	・車両の移動開始、終了時には、液化石油ガスの漏えい等の異常の有無を点検し、異常のあるときは、補修その他危険を防止するための措置を講じます。
第12号	充てん容器等を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。	・消火器は、能力単位B-12の粉末消火器を車両の左右それぞれに1個設置します。 ・応急措置に必要な資材、工具等は、例示基準第53節に定めるものを常備します。

号	規 定 事 項	対 応 事 項
第13号	<p>車両に固定した容器により移動する場合において、駐車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第18号に規定する駐車をいう。以下同じ。）するときは、当該容器に液化石油ガスを受け入れ、又は当該容器から液化石油ガスを送り出すときを除き、第1種保安物件の近辺及び第2種保安物件が密集する地域を避け、かつ、交通量が少ない安全な場所を選ぶこと。また、駐車中移動監視者（次号の規定により液化石油ガスの移動について監視する者をいう。以下同じ。）又は運転者は、食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車する場合は、容器に液化石油ガスを受入又は送り出すときを除き、第1種保安物件の近辺及び第2種保安物件の密集する地域を避け、かつ、交通量が少ない安全な場所を選びます。 ・ 駐車中は、移動監視者又は運転者は、食事その他やむを得ない場合を除き、車両を離れません。
第14号	<p>車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は高压ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う液化石油ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者に液化石油ガスの移動について監視させること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動するときは、製造保安責任者免状又は移動監視者の資格を有しているものを乗務させ、移動に係る保安状況を監視させます。
第15号	<p>前号の移動監視者は、高压ガスの移動を監視するときは、常に前号の免状又は講習を修了した旨を証する書面を携帯しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動監視者は、液化石油ガスの移動を監視するときは、免状又は講習修了証を携帯します。
第16号	<p>車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ、液化石油ガスの移動中充てん容器等が危険な状態となった場合又は当該充てん容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じてすること。</p> <p>イ 荷送人へ確実に連絡するための措置</p> <p>ロ 事故等が発生した際に共同して対応するための組織又は荷送人若しくは移動経路の近辺に所在する第1種製造者、販売業者その他高压ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置</p> <p>ハ その他災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ、液化石油ガスの移動中充てん容器等が危険な状態となった場合又は当該充てん容器等に係る事故が発生した場合における次の措置を講じて行います。 <ol style="list-style-type: none"> (1) イエローカードに緊急連絡先、異常時の措置等を記載しています。 (2) 災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置については、移動監視者の教育を行います。
第17号	<p>車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動する者は、次に掲げる措置を講じてすること。</p> <p>イ 移動するときは、繁華街又は人ごみを避けること。ただし、著しく回り道となる場合その他やむを得ない場合には、この限りでない。</p> <p>ロ 運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれかに該当して移動する場合は、交替して運転させるため、容器を固定した車両1台について運転者2人を充てること。</p> <p>(イ) 一の運転者による連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、4時間を超える場合</p> <p>(ロ) 一の運転者による運転時間、1日当たり9時間を超える場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動するときは、繁華街又は人ごみを避けます。 ・ 原則として長距離運転は行いませんが、規則で定める時間を超えて移動するときは、運転者2人を乗務させます。
第18号	<p>車両に固定した容器により、液化石油ガスを移動するときは、移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液化石油ガスを移動するときは、移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載したイエローカードを運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させます。

充てん設備の設備、装置等に関する添付書類

１．強度計算書

- (1) 配管肉厚強度計算書
- (2) φ19用ホースリール耐圧強度計算書
- (3) φ 9用ホースリール耐圧強度計算書
- (4) スイベルジョイント強度計算書
- (5) 液用安全継手強度計算書
- (6) ガス用安全継手強度計算書
- (7) セフティカップリング強度計算書

２．図 面

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| (1) LPガスタンクローリ全体図 | (13) φ 9×30 m L P Gホース組立図 |
| (2) 容器本体図 | (14) φ 9×0.6m L P Gホース組立図 |
| (3) 容器本体図照号欄 | (15) 安全継手（φ19用）組立図 |
| (4) 配管組立図 | (16) 安全継手（φ 9用）組立図 |
| (5) 配管組立図照号欄 | (17) セフティカップリング組立図 |
| (6) 配管系統図 | (18) 均圧用カプラ組立図 |
| (7) 液送ポンプ組立図 | (19) 20Aフレキシブルチューブ組立図 |
| (8) ホースリール（φ19用）組立図 | (20) 15Aフレキシブルチューブ組立図 |
| (9) ホースリール（φ 9用）組立図 | (21) ガス検知器組立図 |
| (10) スイベルジョイント組立図 | (22) 追突検知器組立図 |
| (11) φ19×30 m L P Gホース組立図 | (23) リミットスイッチ組立図 |
| (12) φ19×0.6m L P Gホース組立図 | |

３．その他添付書類

- (1) 液封防止機構作動説明書
- (2) 貯蔵施設の所在地を示す案内図
- (3) 貯蔵施設の付近の状況見取図（保安物件、火気との距離が確認できる図面）
- (4) 貯蔵施設の構造図
- (5) 防災用具明細表
- (6) 充てん作業者講習修了証の写し

(注)1. 充てん設備に関する各基準と添付資料(資料番号付)との関連表を添付すること。
2. 本書では、掲載しているローリ本体図、配管系統図以外の図面等の添付は省略する。

充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図

事業所の名称		事業所の所在地		
〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所		〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地		
貯蔵施設の面積	27 m ²	施設距離	実測距離	対象物件
第1種保安物件までの距離		22.50 m (11.25 m)	500 m	〇〇小学校
第2種保安物件までの距離		15.00 m (7.50 m)	450 m	民家
火気までの距離		2 m	40 m	事務所の給湯器

()内は障壁設置時の距離

充てん設備の所在地付近の状況を記載（保安物件に対する距離等）

(注) バルクローリの車庫を設置する場合は、車庫の構造図を添付すること。

27	充てん設備変更許可申請
根拠法令	法第 37 条の 4 第 3 項、規則第 65 条
対象	充てん設備を変更しようとするもの
時期	変更工事を行う前
添付書類 及び記載要領	○『26 充てん設備設置許可申請』を準用
審査基準	○提出書類に虚偽の記載又は重要な記載漏れがないこと。 ○『26 充てん設備設置許可申請』を準用。

28	充てん設備変更届
根拠法令	法第 37 条の 4 第 3 項、規則第 67 条
対象	<p>○液化石油ガスの通る部分の取替え ※同一製造事業者による同一型式のものに限る。</p> <p>○液化石油ガスが通る部分の充填設備に係る設備の取替え（液化石油ガス保安規則第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したものの他の保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）であって、当該設備の処理能力（同規則第 2 条第 1 項第 15 号に定める処理能力をいう。）の変更を伴わないもの（1 に掲げるものを除く。）</p> <p>○液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る取替え（例：シャーシの取替え）※技術上の基準に係るものを除く。</p> <p>○充てん設備の廃止</p> <p>○高压ガス保安法の許可及び完成検査を受けた移動式製造設備であって、かつ充てん設備の許可を受けている充てん設備の使用の本拠の所在地のみの変更（基本通達法律第 37 条の 4 関係）</p>
時期	軽微な変更の工事を行った後、遅滞なく
	<p>液化石油ガスの通る部分の取替え（同一事業者による同一型式のものに限る。）の場合</p> <p>○変更する部分の図面</p> <p>○耐圧性能・気密性能を確認するための書類（試験成績書又は実施時の記録）</p> <p>○強度計算書又は 4 倍加圧試験の記録等強度確認のための書類（容器とその付属品、認定品、高压ガス設備試験合格品を除く。）</p>

添付書類	<p>液化石油ガスが通る部分の充填設備に係る設備の取替え（液化石油ガス保安規則第16条第1項第1号の規定に基づき製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したものその他の保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）であって、当該設備の処理能力（同規則第2条第1項第15号に定める処理能力をいう。）の変更を伴わない場合（1に掲げるものを除く。）</p> <p>○変更明細書</p> <p>○変更する部分の図面</p> <p>○認定品を証する書面</p> <p>液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る取替え</p> <p>○変更明細書</p> <p>○変更する部分の図面</p> <p>充てん設備の廃止の場合</p> <p>○特になし</p> <p>高圧ガス保安法の許可を受け、完成検査を受けた移動式製造設備でもある充てん設備の使用の本拠の所在地のみの変更の場合</p> <p>○充てん設備の使用の本拠の所在地付近の状況を示す図面</p> <p>※充てん設備の車庫又は充てん設備を使用していないとき通常置く場所を明示すること。</p> <p>※充てん設備の使用の本拠の所在地に掲示する警戒標（高圧ガス貯蔵施設等）の種類と位置を明示すること。</p> <p>※周辺の第一種保安物件、第二種保安物件からの位置関係を明示すること。</p>
------	--

29	充てん設備完成検査申請
根拠法令	法第 37 条の 4 第 4 項、規則第 68 条
対象	充てん設備の許可又は、変更許可を受け、申請に係る工事が完了したとき。
時期	完成したとき
添付書類	(完成検査時でも良い) ○特定設備検査合格証 ○フローシート ○各種成績書等 ○容器検査の記録 (付属品を含む) ○材料証明書 ○耐圧性能・気密性能を確認するための書類 (試験成績書または実施時の記録) ○自動車検査証 ○充てん作業者講習修了証
審査基準	○規則第 71 条別表第 4 に適合していること。
留意事項	○第三者が所有している充てん設備を譲り受けた場合であって、当該充てん設備及び充てん設備の使用の本拠の所在地を変更していない場合は、新たに完成検査を受ける必要はない

30	充てん設備完成検査受検届
根拠法令	法第 37 条の 4 第 4 項 (法第 37 条の 3 第 1 項準用)、規則第 69 条
対象	協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けたもの。
時期	完成検査を受けたとき。

31	充てん設備完成検査結果報告
根拠法令	法第 37 条の 4 第 4 項 (法第 37 条の 3 第 1 項準用)、規則第 70 条
対象	協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けたもの
時期	遅滞なく
添付書類	○完成検査証の写し ○完成検査の記録

32	充電設備保安検査申請
根拠法令	法第 37 条の 6、規則第 81 条
対象	福岡市長が行う保安検査を受検するとき
時期	前回の保安検査日（完成検査日）から 1 年を超えない日まで ※休止設備については、再び使用する日の 30 日前まで
審査基準	保安検査の方法（規則第 84 条別表第 4）により検査する

33	充電設備保安検査受検届
根拠法令	法第 37 条の 6 第 1 項ただし書、規則第 82 条
対象	協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けたもの
時期	遅滞なく

34	充電設備保安検査結果報告
根拠法令	法第 37 条の 6 第 1 項ただし書、規則第 83 条
対象	協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けたもの
時期	遅滞なく
添付書類	○保安検査証の写し ○保安検査の記録

35	充電設備休止届
根拠法令	規則第 81 条第 1 項ただし書、細則第 9 条
対象	休止しようとする充電設備が前回の保安検査（保安検査を受けたことのない充電設備にあっては、完成検査）を受けた日から当該充電設備を再び使用しようとする日までの期間が 1 年以上であるとき。
時期	休止しようとするとき
添付書類	○休止設備の図面及び系統図 ○休止設備が分かる写真
留意事項	○休止届を提出した充電設備であって、前回の保安検査を受けた日から再び使用する日までの期間が 1 年以上であるものは、再び使用しようとするときまで保安検査は行わない。 ○休止した充電設備にあっては、当該充電設備を再び使用しようとする日の 30 日前までに充電設備保安検査申請を提出すること。

液化石油ガス設備工事業

36	液化石油ガス設備工事届
根拠法令	法第 38 条の 3、規則第 88 条
対象	<p>○届出の必要な供給設備の規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定供給設備以外の供給設備（貯蔵能力 500kg を超えるものに限る） <p>○届出が必要な施設又は建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設 ・ キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設 ・ 貸席及び料理飲食店 ・ 百貨店及びマーケット ・ 旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅（同一建築物内に 3 世帯以上入居する構造のもの） ・ 病院、診療所及び助産所 ・ 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校 ・ 図書館、博物館及び美術館 ・ 公衆浴場 ・ 駅及び船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。） ・ 神社、寺院、教会その他これらに類する施設 ・ 床面積の合計が 1,000 m²以上である事務所（上記施設又は建築物を除く。） <p>※コインランドリーは対象外のため届出不要であるが、消防法第 9 条の 3 の届出義務はあるため注意が必要。</p> <p>○届出の必要な工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置の工事 ・ 供給管の延長を伴う変更工事 ・ 貯蔵設備の位置の変更又はその貯蔵能力の増加を伴う変更工事
時期	遅滞なく
添付書類	<p>○「工事の内容等」（記載例23）</p> <p>○「供給設備の技術上の基準」（記載例24） （容器による貯蔵で、貯蔵能力が1,000kg以上3,000kg未満及び貯槽による貯蔵で、貯蔵能力が500kgを超え1,000kg未満のときに限る。）</p> <p>○「バルク供給に係る供給設備の技術上の基準」（記載例25） （バルク貯槽による貯蔵で、貯蔵能力が500kgを超え1,000kg未満のときに限る。）</p> <p>○「貯蔵設備の付近見取図」（記載例26）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○「貯蔵設備の配置図」(記載例27) ○「貯蔵設備の構造図」(記載例28) ○特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の写し(バルク貯槽に限る。) ○その他設備工事届書に必要な書類
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○当該届出受付後、設備工事届書一式の写しを、当該貯蔵設備を管轄する消防署に送付し、送付を受けた署は、予防システム内の査察台帳特殊施設情報(査察台帳が存する場合に限る。)に必要事項を入力する。 ○届出原本については、予防部指導課にて保管する。

記載例23（工事届）

工事の内容等

工事の種類	1. 新設 2. 変更(供給管の延長・貯蔵設備の位置の変更・貯蔵能力の増加)					
工事従事者	氏名	設備士免状番号	氏名	設備士免状番号		
	氏名					
完成検査実施者名						
気密試験結果	供給管等内容積		圧力	気密試験保持時間		
	リットル		kPa	分		
貯蔵設備	火気の種類及び距離	種類		距離	m	
	腐食防止措置	有・無				
	転落、転倒防止措置	鎖・ロープ・その他（ ）				
	40℃以下対策	屋根・遮へい板・その他（ ）				
調整器メーカー・型式						
供給	高圧部 材質					
	中圧部 材質					
	低圧部 材質	埋設管		露出管		
気化装置		有・無	ガス発生能力	kW		
安全装置		1	マイコンメータ（S、H、SB、E、EB、S4、E4）			
		2	対震自動ガス遮断装置			
		3	ガス漏れ警報器連動ガス遮断装置			
		4	圧力検知式漏えい検知装置			
		5	流量検知式切替型漏えい検知装置			
		6	流量検知式圧力監視型漏えい検知装置			

供給設備の技術上の基準

（容器による貯蔵で、貯蔵能力が1,000kg以上3,000kg未満及び貯槽による貯蔵で、貯蔵能力が500kgを超え1,000kg未満のときに添付）

1. 保安距離	①第1種保安距離（法定16.97m・障壁設置 0m） 実際_____ m 保安物件の名称_____
2. 障壁	②第2種保安距離（法定11.31m・障壁設置 0m） 実際_____ m 保安物件の名称_____
3. 火気等との距離	①障壁の構造 材料_____ 寸法（高さ）_____ cm（厚さ）_____ cm ②扉の構造 材料_____（厚さ）_____ cm ③扉の補強 等辺山形鋼（枠）_____ mm×_____ mm（内）_____ mm×_____ mm 間隔（縦）_____ cm（横）_____ cm
4. 滞留防止	①火気等の種類_____ 火気等との距離_____ m ②火気距離が5m未満 障壁（材料）_____（高さ）_____ m
5. さく、へい等の設置	①貯蔵設備面積_____ m ² 法定換気口面積_____ cm ² ②実際の換気口面積_____ cm ²
6. 警戒標	①さく、へい等の種類_____
7. 消火設備	①掲示位置_____
8. 軽量の屋根等	②表示内容_____
9. 転倒防止等の措置	①粉末消火器 A_____ B_____ × _____ 個 ②その他_____
10. 腐食防止措置	①屋根の場合その材料_____
	②遮へい板の場合その材料_____
	①貯蔵設備の床は水平で、かつ上から物が落ちる恐れがないようにする。 ②転倒防止チェーンによる転倒防止措置を講ずる。
	①容器は十分に防錆塗装がされたものを使用する。 ②貯蔵設備は排水のよい構造とし、容器の底部を乾きやすくする。

記載例25（工事届出）

バルク供給に係る供給設備の技術上の基準

（バルク貯槽による貯蔵で、貯蔵能力が500kgを超え1,000kg未満のときに添付）

1. 貯槽の設備状況	地盤面上 ・ 地盤面下
2. 貯槽の適合性	特定設備検査合格証 ・ 特定設備基準適合証
3. 保安距離	①第1種保安距離（法定1.5m 構造壁等又は埋設設置 0m） 実際距離_____m 保安物件の名称_____
	②第2種保安距離（法定1.0m 構造壁等又は埋設設置 0m） 実際距離_____m 保安物件の名称_____
4. 構造壁等	壁の構造 材料_____寸法（高さ）_____m（幅）_____m
5. 貯槽の表示	L P ガス及び火気厳禁（朱書き）、緊急連絡先の表示の有無 有 ・ 無
6. 腐食防止措置	下地処理・錆止め塗装等の有無 有 ・ 無
7. 転倒防止等措置	支柱又はサドル等取付けの有無 有 ・ 無
8. プロテクター内のガス漏れ検知器の設置等	ガス漏れ検知器の設置の有無 有 ・ 無 常時監視システム設置の有無 有 ・ 無
9. 火気距離	①火気等の種類_____火気等との距離_____m ②火気距離が2m以内 防火壁等の設置の有無 有 ・ 無

貯 蔵 設 備 の 付 近 見 取 図

販売店（供給業者）の名称	〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所
〃 所在地	〇〇県〇〇市□□町□丁目□□番地
所有者等の氏名又は名称	〇〇株式会社〇〇事業所
供給設備等の所在地	〇〇県〇〇市□□町□丁目□□番地
<p>5 万分の 1 * の地図を貼付し最寄駅等より貯蔵設備への経路、貯蔵設備の位置を明示 (* 地図の縮尺は 5 万分の 1 を原則とし、状況等により縮尺を変更することは可。)</p>	

貯蔵設備の配置図

販売店（供給業者）の名称	〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所
〃 所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
所有者等の氏名又は名称	〇〇株式会社〇〇事業所
供給設備等の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
<p>貯蔵設備と第1種保安物件・第2種保安物件との位置関係、火気距離等を明示</p>	

貯蔵設備の構造図

販売店（供給業者）の名称	〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所
〃 所在地	〇〇県〇〇市□□町□丁目□□番地
所有者等の氏名又は名称	〇〇株式会社〇〇事業所
供給設備等の所在地	〇〇県〇〇市□□町□丁目□□番地
貯蔵設備の平面図、側面図、障壁の配置図、配管図等を添付	

37	特定液化石油ガス設備工事事業開始届
根拠法令	法第 38 条の 10 第 1 項、規則第 112 条
対象	特定液化石油ガス設備工事の事業を行う者
時期	事業開始日から 30 日以内
添付書類	<p>○特定液化石油ガス設備工事事業明細書（記載例 29） （規則第 113 条）</p> <p>○事業所の案内図</p> <p>○液化石油ガス設備士免状の写し</p>
留意事項	<p>○特定液化石油ガス設備工事の事業を行う者は、事業所ごとに本届出が必要。</p> <p>○特定液化石油ガス設備工事事業者とは、規則第 111 条に掲げる設備工事の施工を実際に行う者をいい、特定液化石油ガス工事につき、専ら受注し、それを他の特定液化石油ガス設備工事事業者等に発注する者は含まないものとする。（基本通達法律第 38 条の 10 関係）</p> <p>○当該事業所における事業の開始の日とは、特定液化石油ガス設備工事につき契約を締結した日とする。</p> <p>○特定液化石油ガス設備工事台帳用紙は以下の項目を記録すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定液化石油ガス設備工事の注文者の氏名又は名称及び住所 ・ 特定液化石油ガス設備工事の内容、施行場所及び施行年月日 ・ 特定液化石油ガス設備工事に従事した液化石油ガス設備士の氏名 ・ 施行後の気密試験の結果 ・ 配管図 <p>○特定液化石油ガス設備工事の記録及び配管図面の保存場所とは、例えば、設備工事店の事務所の戸棚又はロッカー等と具体的に記載すること。</p> <p>○分類の方法とは、記録については、例えば、特定液化石油ガス設備工事台帳用紙に記載して液化石油ガス設備工事をした消費者名をアイウエオ順に分類して保存するとか、配管図面については、施工工事の日付順にかつ記録と対応してアイウエオ順に分類整理する等の方法を具体的に記載すること。（基本通達規則第 113 条関係）</p>

記載例 29 (工事業)

特定液化石油ガス設備工事業明細書

1 特定液化石油ガス設備工事の記録及び配管図面の保存場所及び分類方法

保 存 場 所		<input type="checkbox"/> 事業所の戸棚又はロッカー <input type="checkbox"/> その他 ()
分類の方法	工 事 の 記 録	<input type="checkbox"/> アイウエオ順 <input type="checkbox"/> その他 ()
	配 管 図 面	<input type="checkbox"/> 施工工事の日付順 <input type="checkbox"/> その他 ()
特定液化石油ガス 設備工事台帳		<input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない

※ 表中の□には該当する項目にレ点を記入してください。その他の場合は具体的に記載してください。

2 液化石油ガス設備士

氏 名	交 付 年 月 日	免 状 番 号	講 習 最 終 受 講 年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

※液化石油ガス設備士の免状の写しを添付してください。

3 事業所に備える気密試験用器具

名 称	メーカ-	型 式	台 数
自記圧力計			

4 保安連絡担当者

氏名 _____

部署 _____

電話番号 _____

38	特定液化石油ガス設備工事事業変更届
根拠法令	法第 38 条の 10 第 2 項、規則第 114 条
対象	次に掲げる事項に変更があった場合 ○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (法第 38 条の 10 第 1 項第 1 号) ○事業所の名称及び所在地 (法第 38 条の 10 第 1 項第 2 号) ○特定液化石油ガス設備工事の記録及び配管図面の保存場所及び分類の方法 の変更 ○事業所に備える気密試験用器具(自記圧力計の数等)の変更 ○液化石油ガス設備士の変更 (通達規則関係第 112 条関係)
時期	遅滞なく
添付書類○ 及び記載要領●	通達規則関係第 112 条関係の変更の場合 ○特定液化石油ガス設備工事事業明細書(記載例 29) (必要に応じて)液化石油ガス設備士の変更の場合は免状の写し ●『37 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書』を準用する。

39	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届
根拠法令	法第 38 条の 10 第 2 項、規則第 114 条
対象	事業を廃止したとき
時期	遅滞なく

事業報告

40	認定液化石油ガス販売事業者状況報告
根拠法令	法第 35 条の 7、規則第 48 条
対象	認定液化石油ガス販売事業者
時期	毎事業年度経過後 3 月以内
添付書類	様式第 27

41	液化石油ガス販売事業及び保安業務実施報告
根拠法令	法第 82 条、規則第 132 条、細則第 10 条
対象	液化石油ガス販売事業者および保安機関
時期	毎事業年度経過後 3 月以内 ※事業年度の解釈については、通常の場合、事業年度は、営業年度その他これに準ずる期間で法令で定めるもの、又は法人の定款、寄付行為、規則、規約で定めるものをいい、この期間は 1 年を超えることはできないとされています。よって、定款、寄付行為等で事業年度が、10 月から翌年 9 月末までと定められている事業者は、12 月末日までに提出しなければならない。 ※上記に定めるほか、1 月から 12 月末日を事業年度とし、3 月末までの報告としても良いものとする。
添付書類	○様式第 17 号（販売事業者） ○様式第 18 号（保安機関）

42	液化石油ガス充てん事業報告
根拠法令	法第 82 条、規則第 132 条、細則第 10 条
対象	法第 37 条の 4 第 1 項の許可を受けた液化石油ガス充てん事業者
時期	毎事業年度経過後 3 月以内
添付書類○ 及び記載要領●	○充てん作業の一覧及び講習受講履歴を証する書面 ○様式第 19 号 ●充てん事業者の報告事項中「一般消費者等の数」及び「充てん作業の数」については、使用の本拠ごとに記載させること。

その他

43	事故報告
根拠法令	高圧ガス保安法第 63 条、液化石油ガス保安規則第 96 条
対象	経済産業省が発出している「液化石油ガス事故対応要領」に基づき指導を行うこと。
時期	
添付書類	

第3 事務処理の要領について

1 受付

申請等を受付するときは、予防業務管理システム（以下、「予防システム」という。）で受付の番号を採番の上、申請等の書類に受付印を押印し、採番した番号を記入する。

※申請等の部数について、オンラインで提出されたものについては、細則第3条第2項の規定によらず、福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を適用する。

2 登録

審査の結果、申請を登録するときは、登録伺書（第1号様式）により決裁を行ったのち、予防システムで登録の番号を採番の上、申請登録印（第2号様式）を押印した申請書の返付及び液化石油ガス販売事業者登録通知書（様式第1号）を交付する。

※登録番号については、「福岡市所管液化石油ガス販売・認定事業者の登録・認定番号の取扱について」を参考に決定すること。

3 交付（閲覧）

交付（閲覧）するときは、交付（閲覧）伺書（第4号様式）により決裁を行ったのち、予防システムで交付（閲覧）の番号を採番の上、販売事業者登録簿（第3号様式）の謄本を作成し、申請者に交付する又は閲覧させる。

4 認定（更新）

審査の結果、申請を認定するときは、認定（更新）伺書（第4号様式）により決裁を行ったのち、予防システムで認定の番号を採番の上、申請認定印（第5号様式）を押印した申請書の返付及び保安機関認定書（様式第3号）または、保安機関認定更新書（様式第4号）を交付する。

※認定番号については、「福岡市所管液化石油ガス販売・認定事業者の登録・認定番号の取扱について」を参考に決定すること。

5 認可

審査の結果、申請を認可するときは、認可伺書（第6号様式）により決裁を行ったのち、予防システムで認可の番号を採番の上、申請認可印（第7号様式）を押印した申請書を返付する。

6 許可

審査の結果、申請を許可するときは、許可伺書（第8号様式）により決裁を行ったのち、予防システムで許可の番号を採番の上、申請許可印（第9号様式）を押印した申請書を返付する。

7 完成検査

検査前に、完成検査証交付伺書（第12号様式）により決裁を行ったのち、申請書に基準適合印（第12号様式）を押印し、予防システムで採番した番号を記入する。検査の結果、基準に適合すると認めるときは、検査場所において、基準適合印を押印した申請書の返付及び貯蔵施設等完成検査証（様式第32）または、充てん設備完成検査証（様式第39）を交付する。

8 保安検査

検査前に、保安検査証交付伺書（第 13 号様式）により決裁を行ったのち、申請書に基準適合印を押印し、予防システムで採番した番号を記入する。検査の結果、基準に適合すると認めるときは、検査場所において、基準適合印を押印した申請書の返付及び充てん設備保安検査証（様式第 45）を交付する。

9 通報

福岡市高圧ガス保安法審査事務マニュアル、第 3 事務処理の要領について、8 通報の項目を参照。

10 条件を付す場合

法第 84 条の規定に基づく許可、認定の条件を付す場合は、「〇〇の条件について（第 15 号様式）」を作成し、申請者に交付する。

第4 様式集

1 細則様式

- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 液化石油ガス販売事業者登録通知書 | 様式第1号 |
| (2) 登録拒否通知書 | 様式第2号 |
| (3) 保安機関認定書 | 様式第3号 |
| (4) 保安機関更新認定書 | 様式第4号 |
| (5) 液化石油ガス販売事業者認定書 | 様式第5号 |
| (6) 不認定通知書 | 様式第6号 |
| (7) 不認可通知書 | 様式第7号 |
| (8) 不許可通知書 | 様式第8号 |
| (9) 不適合通知書 | 様式第9号 |
| (10) 充てん設備休止届出書 | 様式第10号 |
| (11) 液化石油ガス販売事業報告 | 様式第11号 |
| (12) 保安業務実施状況報告 | 様式第12号 |
| (13) 液化石油ガス充てん事業報告 | 様式第13号 |
| (14) 許可等申請取下届出書 | 様式第14号 |

液化石油ガス販売事業者登録通知書

住 所

氏 名 様

年 月 日付で申請のあった液化石油ガス販売事業の登録について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第1項の規定により下記のとおり登録したので、同条第2項の規定により通知します。

年 月 日

福岡市長 印

記

1 販売所の名称及び所在地

2 登録番号

登録拒否通知書

住 所

氏 名 様

年 月 日付けで申請のあった液化石油ガス販売事業の登録については、下記のとおり登録を拒否しましたので通知します。

年 月 日

福岡市長 印

記

理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

保安機関認定書

住 所

氏 名 様

年 月 日付けで申請のあった保安機関の認定について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 29 条第 1 項の規定により下記のとおり認定します。

年 月 日

福岡市長 印

記

- 1 認定番号及び有効期限
- 2 保安業務に係る事業所の名称及び所在地
- 3 認定した保安業務区分及びその保安業務区分ごとの一般消費者等の数の範囲（上限）

保安機関更新認定書

住 所

氏 名 様

年 月 日付で申請のあった保安機関の認定の更新について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 32 条第 1 項の規定により下記のとおり認定します。

年 月 日

福岡市長 印

記

- 1 認定番号及び有効期限
- 2 保安業務に係る事業所の名称及び所在地
- 3 認定した保安業務区分及びその保安業務区分ごとの一般消費者等の数の範囲（上限）

液化石油ガス販売事業者認定書

住 所

氏 名 様

年 月 日付けで申請のあった液化石油ガス販売事業者の認定について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 6 第 1 項の規定により下記のとおり認定します。

年 月 日

福岡市長 印

記

認定区分

不認定通知書

住 所

氏 名 様

年 月 日付けで申請のあった については、下記
のとおり不認定としたので通知します。

年 月 日

福岡市長 印

記

理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 1 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

不認可通知書

住 所

氏 名 様

年 月 日付けで申請のあった については、下記
のとおり不認可としたので通知します。

年 月 日

福岡市長 印

記

理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

不許可通知書

住 所

氏 名 様

年 月 日付けで申請のあった については、下記
のとおり不許可としたので通知します。

年 月 日

福岡市長 印

記

理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

不適合通知書

住 所

氏 名 様

年 月 日付で申請のあった については、下記
のとおり不適合としたので通知します。

年 月 日

福岡市長 印

記

理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

充てん設備休止届出書

年 月 日	
(宛先)福岡市長	
届出者	
住 所 _____ (電話 _____)	
会 社 名 _____	
代表者氏名 _____	
充てん設備の使用の本拠の 名 称 及 び 所 在 地	
許 可 番 号 及 び 年 月 日	年 月 日 第 号
休 止 期 間	
休 止 の 理 由	
備 考	
※ 受 付 印	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

液化石油ガス販売事業報告

福岡市長 殿

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名
(販売所名)

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

- 1 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日
- 2 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況

販売する一般消費者等の数	戸
--------------	---

保安業務の 委託状況	委託先の保安機関の名称及び認番号定	委託している一般消費者等の数
保安業務区分 1. 供給開始時点検・調査		戸
		戸
2. 容器交換時等供給設備点 検		戸
		戸
		戸
3. 定期供給設備点検		戸
		戸
		戸
4. 定期消費設備調査		戸
		戸
		戸
5. 周知		戸
		戸
6. 緊急時対応		戸
		戸
7. 緊急時連絡		戸
		戸

保安業務実施状況報告

福岡市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつては

その代表者の氏名

認定番号

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します

1 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日

2 保安業務実施状況

事業所の名称

事業所の所在地

保安業務資格者の数 人（うち、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告（平成9年通商産業省告示第122号）第2条第1号又は第2号に規定する数 人）

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の数		
	保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
1. 供給開始時 点検・調査			戸（ 戸） うち再調査 戸（ 戸）
2. 容器交換時等 供給設備点検	戸	戸（ 戸）	戸（ 戸）
3. 定期供給 設備点検	戸	戸（ 戸）	うち拒否数 戸（ 戸） 戸（ 戸）
4. 定期消費 設備調査	戸	戸（ 戸）	当年調査 戸（ 戸）
			うち完了数 戸（ 戸）
			拒否数 戸（ 戸）
			不在数 戸（ 戸）
			当年再調査 戸（ 戸）
			うち完了数 戸（ 戸）
			拒否数 戸（ 戸）
			不在数 戸（ 戸）
			戸（ 戸）
5. 周知	戸	戸（ 戸）	うち書面配布 戸（ 戸） 電子メール 戸（ 戸） ファイル記録 戸（ 戸） 記録媒体 戸（ 戸）
6. 緊急時対応	戸	戸（ 戸）	戸（ 戸）
7. 緊急時連絡	戸	戸（ 戸）	戸（ 戸）

3 役員又は構成員の変更の内容

変更の内容

- (備考) 1. 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載すること。
2. 保安業務を行うべき数の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。

年 月 日

液化石油ガス充てん事業報告

福岡市長 殿

氏名又は名称及び ○○液化石油ガス株式会社
法人にあつては
その代表者の氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○

住 所 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 令和□□年□□月□□日から令和◇◇年◇◇月◇◇日

2. 充てんに係る一般消費者等の数及び充てん作業に従事している充てん作業者の数

事業所の名称 ○○液化石油ガス株式会社 ○○営業所

事業所の所在地 ○○県□□市□□町□□丁目□□番地

充てんに係る供給設備の数 ○○ 地点

充てんに係る一般消費者等の数 ○○○ 戸

充てんの作業に従事している充てん作業者の数 ○ 人

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(注) 1. 事業所ごとに作成し、事業年度経過後3ヶ月以内に提出すること。
2. 充てんに係る供給設備の数は、充てん場所・設置年月・設置バルク貯槽の種別等を記載した別表を添付すること。

許可等申請取下届出書

年 月 日	
(宛先) 福岡市長	
届出者	
住所 _____ (電話 _____)	
会社名 _____	
代表者氏名 _____	
申請を取り下げる 許可等の別	
受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
取下げの理由	
その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 ※印の欄は記入しないでください。

2 様式

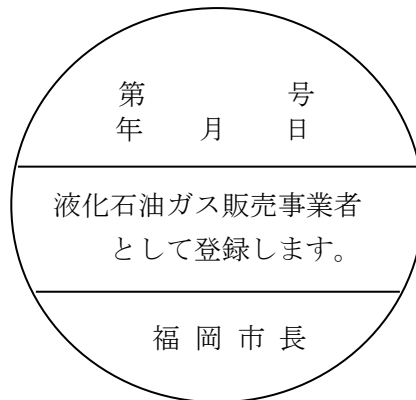
(1) 登録伺書	第1号様式
(2) 申請登録印	第2号様式
(3) 液化石油ガス販売事業者登録簿	第3号様式
(4) 交付（閲覧）伺書	第4号様式
(5) 認定（更新）伺書	第5号様式
(6) 申請認定印	第6号様式
(7) 認可伺書	第7号様式
(8) 申請認可印	第8号様式
(9) 許可伺書	第9号様式
(10) 申請許可印	第10号様式
(11) 完成検査証交付伺書	第11号様式
(12) 基準適合印	第12号様式
(13) 保安検査証交付伺書	第13号様式
(14) 液化石油ガス販売事業に係る登録番号の変更について	第14号様式
(15) 一般消費者等の数の減少に係る認定番号の変更について	第15号様式
(16) 保安機関の承継に係る認定番号の変更について	第16号様式
(17) ○○の条件について	第17号様式

登 録 伺 書

	局長	部長	課長	係長	係員	受付年月日及び番号
局決裁						年 月 日 第 号
<p>の規定により、より申請された の登録申請について調査の結果、下記のとおりでありましたので、 登録通知書を交付してよろしいか伺います。</p>						
参 考 事 項						
調 査 意 見						
調 査 者 階 級 氏 名						
経 過 摘 要 欄						
指 令 年 月 日	年 月 日			指令番号	第 号	
受 領 者	会社名				氏 名	
受領(送付)年月日	年 月 日			処 理 者		

第2号様式

申請登録印



← 45ミリメートル →

第3号様式

液化石油ガス販売事業者登録簿

液化石油ガスの販売事業を行おうとする者の氏名又は名称	
住 所	
法人にあつては代表者氏名	

登録の年月日	年 月 日	登録番号	
販売所の名称		販売所の所在地	

消指第 号
年 月 日

上記の内容については、登録簿の原本と相違ないことを証明する。

福岡市長



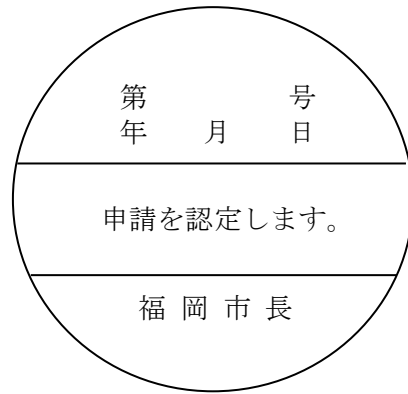
交 付 (閱 覧) 伺 書

	局長	部長	課長	係長	係員	受付年月日及び番号
局決裁						年 月 日 第 号
<p>法第3条の2の規定により、より申請された 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付（閲覧）申請について、交付（閲覧）してよろしいか伺います。</p>						
参 考 事 項						
調 査 意 見						
調 査 者 階 級 氏 名						
経 過 摘 要 欄						
指 令 年 月 日	年 月 日			指令番号	第 号	
受 領 者	会社名				氏 名	
受領(送付)年月日	年 月 日			処 理 者		

認 定 (更 新) 伺 書

	局長	部長	課長	係長	係員	受付年月日及び番号
局決裁						年 月 日 第 号
の規定により、 より申請された の認定(更新)申請について調査の結果、下記のとおりでありました ので、認定(更新)書を交付してよろしいか伺います。						
参 考 事 項						
調 査 意 見						
調 査 者 階 級 氏 名						
経 過 摘 要 欄						
指 令 年 月 日	年 月 日			指令番号	第 号	
受 領 者	会社名				氏 名	
受領(送付)年月日	年 月 日			処 理 者		

申請認定印

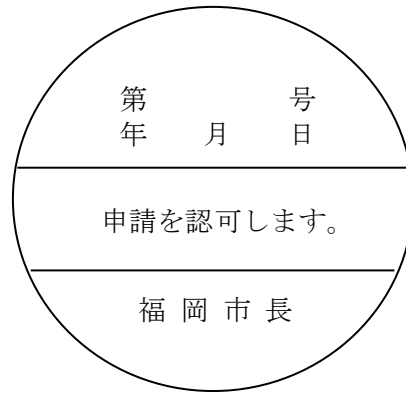


← 45ミリメートル →

認 可 伺 書

局決裁	局長	部長	課長	係長	係員	受付年月日及び番号	
						年 月 日 第 号	
<p>の規定により、より申請された の認可申請について、下記のとおりでありましたので、認可してよろ しいか伺います。</p>							
参 考 事 項							
調 査 意 見							
調 査 者 階 級 氏 名							
経 過 摘 要 欄							
指 令 年 月 日	年 月 日			指 令 番 号	第 号		
受 領 者	会社名				氏 名		
受領(送付)年月日	年 月 日			処 理 者			

申請認可印

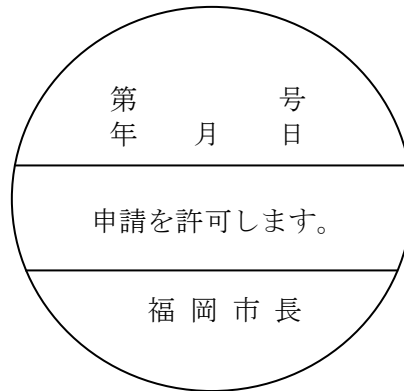


← 45ミリメートル →

許 可 伺 書

局決裁	局長	部長	課長	係長	係員	受付年月日及び番号	
						年 月 日 第 号	
<p>の規定により、より申請された の許可申請について審査の結果、下記のとおりでありましたので、許可 してよろしいか伺います。</p>							
参 考 事 項							
調 査 意 見							
調 査 者 階 級 氏 名							
経 過 摘 要 欄							
指 令 年 月 日	年 月 日			指令番号	第 号		
受 領 者	会社名				氏 名		
受領(送付)年月日	年 月 日			処 理 者			

申請許可印

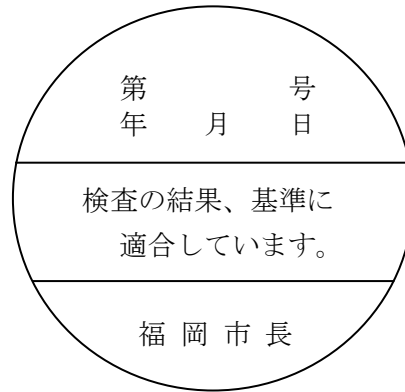


← 45ミリメートル →

完 成 検 査 証 交 付 伺 書

局決裁	局長	部長	課長	係長	係員	受付年月日及び番号	
						年 月 日 第 号	
<p>法第 条第 項の規定により、より申請された の完成検査申請について検査の結果、下記のとおり基準に適合している場合、 検査場所にて、完成検査証を交付してよろしいか伺います。</p>							
参 考 事 項							
調 査 意 見							
調 査 者 階 級 氏 名							
経 過 摘 要 欄							
指 令 年 月 日	年 月 日			指令番号	第 号		
受 領 者	会社名				氏 名		
受領(送付)年月日	年 月 日			処 理 者			

基準適合印



← 45ミリメートル →

保 安 検 査 証 交 付 伺 書

局決裁	局長	部長	課長	係長	係員	受 付 年 月 日 及 び 番 号	
						年 月 日 第 号	
<p>法第 35 条の 6 第 1 項の規定により、より申請された充てん設備の 保安検査申請について検査の結果、下記のとおり基準に適合している場合、検査場所にて、保安 検査証を交付してよろしいか伺います。</p>							
参 考 事 項							
調 査 意 見							
調 査 者 階 級 氏 名							
経 過 摘 要 欄							
指 令 年 月 日	年 月 日			指 令 番 号	第 号		
受 領 者	会 社 名				氏 名		
受領(送付)年月日	年 月 日			処 理 者			

第 14 号様式

(公 印 省 略)

(文 書 番 号)

年 月 日

〇〇 〇〇 様

福 岡 市 長

(消防局予防部指導課)

液化石油ガス販売事業に係る登録番号の変更について

年 月 日付けで届出のあった液化石油ガス販売事業の承継に伴い、液化石油ガス販売事業者の登録番号を下記のとおり変更しましたので通知します。

記

- 1 販売所の名称及び所在地
- 2 変更後の登録番号

第 15 号様式

(公 印 省 略)

(文 書 番 号)

年 月 日

〇〇 〇〇 様

福 岡 市 長

(消防局予防部指導課)

一般消費者等の数の減少に係る認定番号の変更について

年 月 日付けで届出のあった一般消費者等の数の減少に伴い、保安機関の認定番号を下記のとおり変更しましたので通知します。

記

- 1 変更後の認定番号及び有効期限
- 2 保安業務に係る事業所の名称及び所在地

第 16 号様式

(公 印 省 略)

(文 書 番 号)

年 月 日

〇〇 〇〇 様

福 岡 市 長

(消防局予防部指導課)

保安機関の承継に係る認定番号の変更について

年 月 日付けで届出のあった保安機関の承継に伴い、液化石油ガス販売事業者の登録番号を下記のとおり変更しましたので通知します。

記

- 1 変更後の認定番号及び有効期限
- 2 保安業務に係る事業所の名称及び所在地

〇〇の条件について

年 月 日付け指令第 号の〇〇条件については、下記の事項を条件とする。

記

1

2

3

福岡市消防局予防部指導課保安係